

1 2 月 1 0 日 (月)

(第 1 日 目)

平成30年第5回南関町議会定例会（第1号）

平成30年12月10日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

9番 鶴地 仁君

10番 橋永芳政君

日程第2 会期決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 陳情の委員会付託について

日程第5 議案第64号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

日程第6 議案第65号 南関町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

日程第7 議案第66号 南関町放課後児童健全育成事業費用徴収条例を廃止する条
例の制定について

日程第8 議案第67号 平成30年度南関町一般会計補正予算（第4号）について

日程第9 議案第68号 平成30年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について

日程第10 議案第69号 平成30年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3
号）について

日程第11 議案第70号 平成30年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第1
号）について

日程第12 議案第71号 平成30年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3
号）について

日程第13 議案第72号 平成30年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算
（第2号）について

日程第14 議案第73号 南関町総合振興計画基本構想を定めることについて

日程第15 議案第74号 南関町過疎地域自立促進計画の変更について

日程第16 議案第75号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

- 日程第17 議案第76号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 議案第77号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 議案第78号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 議案第79号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第21 議案第80号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第22 議案第81号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第23 議案第82号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第24 議案第83号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第25 議案第84号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第26 議案第85号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第27 議案第86号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第28 一般質問
①6番議員 ②5番議員 ③11番議員

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 西田 恵介 君 | 2番 北原 浩一郎 君 |
| 3番 中村 正雄 君 | 4番 立山 比呂志 君 |
| 5番 杉村 博明 君 | 6番 井下 忠俊 君 |
| 7番 立山 秀喜 君 | 8番 打越 潤一 君 |
| 9番 鶴地 仁 君 | 10番 橋永 芳政 君 |
| 11番 境田 敏高 君 | 12番 酒見 喬 君 |

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（11名）

町	長	佐藤安彦君	税務住民課長	古澤平君
副町	長	雪野栄二君	福祉課長	島崎演君
教育	長	谷口慶志郎君	経済課長	東田彰夫君
総務課	長	北原宏春君	建設課長	大木義隆君
会計管理者		寺本一誠君	教育課長	赤木二三也君
まちづくり課	長	坂田浩之君		

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長	深浦正勝君	書記	福山尚樹君
--------	-------	----	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

- 議長（酒見 喬君） 起立、礼、おはようございます。お座りください。
ただいまから平成30年第5回南関町議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（酒見 喬君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、9番議員、10番議員
を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定について

- 議長（酒見 喬君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。
お諮りします。
本定例会の会期については、本日から12月12日までの3日間をしたいと思
いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。
したがって、本定例会の会期は本日から12月12日までの3日間とすることに
決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告について

- 議長（酒見 喬君） 日程第3、諸般の報告を行います。
報告の第1点は、例月出納検査報告及び平成30年度財政援助団体の監査結果に
ついてです。本件については、南関町監査委員に関する条例第10条の規定によ
って、監査委員繁松哲也君、打越潤一君より平成30年度8月分、9月分、10月分
の出納検査及び平成30年度財政援助団体等の監査結果について報告がなされてい
ます。内容については、その写しをお手元に配布していますので、これを省略しま
す。
報告の第2点は、委員会報告についてです。広報常任委員会委員長より委員会の
研修報告書が提出されていますので、報告を求めます。
広報常任委員会委員長、中村正雄君。

- 広報常任委員会委員長（中村正雄君） 以下、報告いたします。

委員会研修報告書、南関町議会議長、酒見喬様。広報常任委員会委員長、中村正雄。

1. 日 時 平成30年11月13日（火）午後1時～4時
2. 場 所 グランメッセ熊本 コンベンションホール
3. 出席者 酒見、鶴地、北原、西田、議会事務局 福山
4. 議題及び経過

ここで申し訳ありません。一つ、訂正をお願いします。1行目の「熊本県市町村」と記入してしまったんですけど、「市」は削除をお願いします。

第14回熊本県町村議会広報コンクール表彰式

表彰式において、2年連続で大津町の「おおづまち議会だより」が特選で、南関町、西原村、多良木町の議会だよりが入選しました。

南関町の議会だよりについては、新コーナー「生の声を聴く」と表紙写真は町民を町政への参加を促すと高評価をいただきました。一方、横書きスタイルなので逆ページ開きや一般質問等、中面文字数の多さなど読みやすさを改善すべきなど指摘も受けました。

平成30年度町村議会広報研修会

大津町、南関町、産山村、五木村、菊陽町の広報担当議員がパネリストとして登場し、「今、脱皮の時！！～新時代の議会広報へチャレンジ」をテーマに特色ある取り組みについて報告を行い、参加者の質問について回答がなされました。

この研修会において、「伝える」と「伝わる」は別で、読む側の住民の方を意識した「伝わる」、すなわち手に取ってわかってもらえる議会だよりを作っていくこと、またメリハリを付けるために捨てる勇気を持ち、読みやすさ・見やすさの改善が必要だと感じました。

以上、さらに住民目線での企画・編集に取り組み、より多くの方に見ていただく議会だよりを作っていくことで、議会や町政への関心度を高めていきたいと広報委員一丸となって、取り組んでいきます。

以上、報告いたします。

-----○-----

日程第4 陳情の委員会付託について

○議長（酒見 喬君） 日程第4、陳情の委員会付託についてです。

閉会中に受理した陳情はお手元に配りました陳情書の写しのとおり、7件でそのうち2件を所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

ここで町長からの挨拶の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 皆様、改めましておはようございます。

平成30年第5回南関町議会定例会の開会において、平成30年度補正予算案、その他諸議案の御審議をお願いするに当たり、一言御挨拶を申し上げ、議員の皆様並びに町民の皆様に一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

今年も残すところ20日余りとなりましたが、1年を振り返りますと、1、2月の寒波、梅雨時期の集中豪雨や極地的な集中豪雨、そして大阪や北海道で発生した地震などと、全国各地で甚大な災害が発生した年でありました。改めて亡くなられた方の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災地の一日も早い復旧・復興を願うものであります。

このような中において、南関町でも梅雨の集中豪雨により、300件を超えるような被害報告がありましたが、既に災害査定等も終わっておりますので、一日も早い復旧に向けて業務を進めていきたいと考えております。

そして、新しい年を迎える時期になりますので、もう一度危機管理体制の確認をしてみたいと考えておりますので、議員の皆様への御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

さて、国においては、安倍自民党総裁が3選され、1億総活躍社会の実現に向けた地方創生の動きが続けられておりますが、来年10月の消費税10%への増税に向けて軽減税率等も含めて、様々な課題も出てくることと思います。国民の生活に直接関係している年金や介護、医療、子育てなど社会保障の負担が大きくなってきていますので、安心して暮らせるような制度の実現を図っていただきたいと願うところであります。

本町においても、国の動きに頼るだけではなく、これまで同様、町の特色を活かした将来につながるようなまちづくりを続けていきたいと考えております。

現在の町の動きを少しだけ紹介いたしますと、町民の皆様にも長く御利用いただいた南の関うから館につきましては、9月の第4回議会定例会で、うから館の設置及び管理に関する条例の廃止の議決をいただいたところであります。施設を建設してから20年以上が経過しており、温泉施設の老朽化に伴う多額の改修費用が必要なことや、入場者数が開館当初に比べると、約半数に減少していたことなどと照らし合わせながら、今後どのような活用をすすめることが町民の皆様が一番役立つのかを考えながら、これまで以上の役割を果たせるような施設運営を検討してまいりますので、議員の皆様をはじめ多くの方の御意見や知恵をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、役場庁舎等の建設も含めたコンパクトシティ構想については、現在庁舎等の実施設計、進入道路の測量設計を発注しており、防災施設等の整備も進めていく

こととしております。また、体育館や武道場など今回の整備計画では、必要としない建物等については、解体工事が進んでおり今月の工期には工事が竣工する計画であります。2020年9月の庁舎機能移転のスケジュールに向けて、しっかりと取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

また、来年1月からは、いよいよNHKの大河ドラマ「いだてん～東京オリムピック噺～」のテレビ放送が開始されます。金栗氏は南関第3小学校の前身である玉名北高等小学校に駆け足登校で4年間通われ、のちに「自分の基礎は、この駆け足登校によるもの」と語られており、「日本マラソンの父」として偉大な方であったことを町を挙げて伝えていかなければならないと考えています。旧石井邸、北原白秋の生家も11月に国の文化審議会により文部科学省に答申された登録有形文化財に選ばれており、今後の整備とあわせ一般公開に向けた準備を進めていきたいと考えています。

以上、現在の状況等も含めてお話をさせていただきましたが、今回の議案の提案につきましては、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのほか、条例の一部改正についてが1件、南関町放課後児童健全育成事業費用徴収条例を廃止する条例の制定についてが1件、平成30年度一般会計補正予算のほか各特別会計の補正予算が5件、南関町総合振興計画基本構想を定めることについてが1件、南関町過疎地域自立促進計画の変更についてが1件、熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更についてが1件、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてが11件を提案しています。

特に、一般会計補正予算は、人・農地問題解決推進事業費の経営転換協力金、642万8,000円、道路維持費の維持工事750万円、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費の測量設計委託料1,690万円、工事請負費8,888万1,000円などを増額し、一般会計の総額を70億1,598万3,000円としているところであります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。定例会開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） お諮りします。

日程第5、議案第64号から日程第27、議案第86号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。したがって、日程第5、議案第64号から日程第27、議案第86号までの議案を一括上程することに決定しました。

- 日程第 5 議案第 6 4 号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 6 5 号 南関町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6 6 号 南関町放課後児童健全育成事業費用徴収条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 6 7 号 平成 3 0 年度南関町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 9 議案第 6 8 号 平成 3 0 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 1 0 議案第 6 9 号 平成 3 0 年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 1 1 議案第 7 0 号 平成 3 0 年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 2 議案第 7 1 号 平成 3 0 年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 1 3 議案第 7 2 号 平成 3 0 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 4 議案第 7 3 号 南関町総合振興計画基本構想を定めることについて
- 日程第 1 5 議案第 7 4 号 南関町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 1 6 議案第 7 5 号 熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更について
- 日程第 1 7 議案第 7 6 号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 1 8 議案第 7 7 号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 1 9 議案第 7 8 号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 0 議案第 7 9 号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 1 議案第 8 0 号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 2 議案第 8 1 号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 2 3 議案第 8 2 号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について

日程第 2 4 議案第 8 3 号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について

日程第 2 5 議案第 8 4 号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について

日程第 2 6 議案第 8 5 号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について

日程第 2 7 議案第 8 6 号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について

○議長（酒見 喬君） 議案はお手元に配付してあります。

議案名を事務局長に朗読させますので確認をしてください。

事務局長。

○議会事務局長（深浦正勝君） [議案名朗読]

○議長（酒見 喬君） 配付漏れなどはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまから提案理由の説明を求めます。

担当職員は、順次説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（北原宏春君） それでは、まず総務課から第 6 4 号議案、南関町一般職の
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由及び内容の
説明をいたします。

提案理由は、地方公務員法第 2 4 条の主旨に従い、給与を適正なものにするため
でございます。今回の条例の一部を改正につきましては、平成 3 0 年の人事院勧告
に基づくものでございます。今年的人事院からの給与勧告では、月例給及び特別給、
宿日直手当の引き上げが勧告されております。町では、この勧告に基づき、民間給
与との較差 0. 1 6 % をうめるものとして初任給を 1, 5 0 0 円引き上げるなど、給
料表の水準を引き上げ、また特別給につきましては勤勉手当を 0. 0 5 月分、宿日
直手当は、現行の「4, 2 0 0 円」を「4, 4 0 0 円」に引き上げるよう御提案する
ものでございます。

施行期日は、勧告どおり給与表の改定、宿日直手当を平成 3 0 年 4 月 1 日に遡及
することとしております。職員の減少傾向が続く中で、公務を遂行する職員の士気
を高め、住民サービスの向上につながるものとして御提案するものでございます。

なお、管内の町も南関町と同様、国の人事院勧告に準拠する方針でございます。

次に、ページをお開きください。今回、提案いたします議案の条文を御説明いたします。第1条は給与条例第12条第1項に定める宿日直手当を「4,200円」から「4,400円」に改め、また第15条第2項に定める一般職再任用職員の勤勉手当の支給率の改正について述べております。

また、別表1につきましては次のページから5ページにわたる給与表の改正でございます。そのあとに続いております、次に第2条ですが、給与条例第14条第2項に規定する期末手当の率を平成31年度から6月、12月ともに同じ率にすることになりますので、改正するものでございます。年間の支給率は変わりません。また給与条例第15条の第2項第1号につきましては、今年度は12月のみで率を引き上げましたが、平成31年度においては6月、12月の2回に均等にするために今回引き上げ分を半分にいたしております。

附則といたしまして、第1条で施行期日を定めており、第2条では内払いとすることを定めるもので、12月に差額を支払うこととするものでございます。第3条では規則への委任を述べております。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 第65号議案、南関町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

提案理由は、南関町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例を適正な運用とする必要があるためでございます。

次のページをお開きください。南関町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

南関町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成19年条例第14号）の一部を次のように改正する。今回の改正は、条例第2条第1項第1号から第9号において、ひとり親家庭の定義を示していますが、同項に父または母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項の規定による命令、つまり当該配偶者から、その生命または身体に危害が加えられることを防止するため裁判官が被害者の申し立てにより発する保護命令を受けた児童を追加し、各号を整理するものです。今回該当される家庭への早期支援が必要との判断から附則としまして、この条例は平成31年1月1日から施行すると定めるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いしま

す。

引き続き、第66号議案、南関町放課後児童健全育成事業費用徴収条例を廃止する条例の制定につきまして、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

提案理由は、当該事業の利用者負担金に係る利便性向上を図るための納入方法の見直しに伴い、南関町放課後児童健全育成事業費用徴収条例を廃止する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。

南関町放課後児童健全育成事業費用徴収条例を廃止する条例。

南関町放課後児童健全育成事業費用徴収条例（平成14年条例第20号）は、廃止する。この放課後児童健全育成事業費用徴収条例は、放課後児童健全育成事業の利用に係る利用負担金の徴収に関し、必要な事項を定めたものでございます。この条例により、これまで利用者は、利用負担金を町に納入する方法で行われてきました。しかし、利用者から納入方法が不便であり、直接利用している児童クラブへ納入する方法への希望も多いことから、これに応え、利用者の利便性向上につながる納入方法へ見直しするにあたり廃止するものでございます。

附則としまして、この条例は、平成31年4月1日から施行すると定めるものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 第67号議案、平成30年度南関町一般会計補正予算（第4号）について御説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,139万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億1,598万3,000円とするものでございます。

2 ページをお開きください。歳入でございます。1款町税は2項固定資産税に5,091万7,000円を追加して、7億2,427万9,000円とし、予算総額を12億844万1,000円とするものでございます。12款分担金及び負担金は1項分担金に288万円を追加して、806万5,000円とし、2項分担金に153万9,000円を追加して、5,605万3,000円としまして、予算総額を6,411万8,000円とするものでございます。14款国庫支出金は、1項国庫負担金に403万3,000円を追加して、5億2,468万6,000円とし、2項国庫補助金に4,917万3,000円を追加して、5億3,584万4,000円とし、予算総額を10億6,736万1,000円とするものでございます。15款

県支出金は、1項県負担金に201万6,000円を追加して、2億5,785万円とし、2項県補助金に3,560万3,000円を追加して5億4,529万2,000円とし、3項県委託金に163万8,000円を追加して、1,678万4,000円とし、予算総額を8億1,992万6,000円とするものでございます。

18款繰入金は、1項基金繰入金を600万円減額し、3億9,408万9,000円とし、予算総額を4億570万4,000円とするものでございます。

21款町債は、1項町債に2,960万円を追加して、10億2,727万9,000円とするものでございます。

歳入合計は補正前の68億4,458万4,000円に補正額1億7,139万9,000円を追加して、70億1,598万3,000円とするものでございます。

3ページをお開きください。歳出でございます。

1款議会費は、1項議会費に2万円を追加して、8,438万6,000円とするものでございます。2款総務費は1項総務管理費に824万6,000円を追加して、10億3,318万7,000円とし、2項徴税費に10万9,000円を追加して、9,341万円とし、3項戸籍住民基本台帳費に16万8,000円を追加して、2,941万7,000円とし、4項選挙費に181万1,000円を追加して、979万1,000円とし、5項統計調査費に4万2,000円を追加して、489万8,000円とし、予算総額を11億7,199万6,000円とするものでございます。

3款民生費は、1項社会福祉費に1,184万6,000円を追加して、12億4,990万6,000円とし、2項児童福祉費に939万4,000円を追加して、5億3,447万円とし、予算総額を17億8,437万6,000円とするものでございます。

4款衛生費は、1項保健衛生費に161万円を追加して、2億6,150万1,000円とし、3項水道費に4,000円を追加して、479万8,000円とし、予算総額を4億9,023万1,000円とするものでございます。

5款農林水産用費は、1項農業費に1,093万3,000円を追加して、2億7,993万7,000円とし、2項林業費に29万6,000円を追加して、2,514万円とし、予算総額を3億507万7,000円とするものでございます。

6款商工費は、1項商工費に46万8,000円を追加して、9,900万7,000円とするものでございます。

7款土木費は、1項土木管理費に76万円を追加して、9,485万6,000円とし、2項道路橋梁費に915万円を追加して、7億9,112万8,000円とし、3項河川費に1億1,068万4,000円を追加して、1億3,864万9,000

円とし、4項住宅費に93万2,000円を追加して、5,780万1,000円とし、5項下水道費に23万2,000円を追加して、1億2,601万4,000円とし、6項浄化槽整備推進事業費に240万1,000円を追加して、3,262万4,000円とし、予算総額を12億4,107万2,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。8款消防費は、1項消防費に53万7,000円を追加して、2億2,522万3,000円とするものでございます。9款教育費は、1項教育総務費に27万円を追加して、5,443万6,000円とし、2項小学校費に49万3,000円を追加して、1億1,692万8,000円とし、4項社会教育費に105万6,000円を追加して、1億1,191万3,000円とし、5項保健体育費に15万5,000円を追加して、7,788万2,000円とし予算総額を4億605万1,000円とするものでございます。

10款災害復旧費は、1項農林水産施設災害復旧費に120万9,000円を追加して、3億4,965万4,000円とし、予算総額を5億3,527万5,000円とするものでございます。11款公債費は、1項公債費を78万6,000円減額し、6億6,056万9,000円とするものでございます。

12款予備費は、1項予備費を64万1,000円減額して、1,272万円とするものでございます。

歳出合計は、補正前の68億4,458万4,000円に補正額1億7,139万9,000円を追加し、70億1,598万3,000円とするものでございます。

次の5ページ、第2表は繰越明許費の追加でございます。

7款土木費、2項道路改良費は道路新設改良事業を6億8,975万5,000円繰り越すもので、主なものとして田町堀池園線などがございます。3項河川費は、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業を1億578万1,000円繰り越すものです。

次に、10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費は、農地等災害復旧事業を3億930万1,000円、2項公共土木施設災害復旧費は、河川等災害復旧事業を1億6,700万1,000円繰り越すもので工事費でございます。

次に6ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正の追加でございます。事項の5、道路維持工事を追加するもので、期間は平成31年度限度額を1,850万円とするものでございます。また事項6、公共施設個別施設計画作成支援業務委託は、期間を平成31年度から平成32年度、限度額を908万6,000円とするものでございます。

7ページをお願いします。第4表、地方債の補正でございます。まず追加でございます。災害関連地域防災がけ崩れ対策事業を追加して、限度額を5,230万円

とするものでございます。

次に変更でございますが、災害復旧事業の限度額を40万円追加して、8,650万円とするものでございます。

8ページと9ページは歳入歳出事項別明細書の総括表でございます。

次に10ページをお願いいたします。歳入の内訳でございます。主なものについて、御説明いたします。

1款町税、2項1目固定資産税、1節現年課税分を償却資産の見込み増などにより5,091万7,000円を追加するものでございます。次に12款分担金及び負担金、1項分担金、5目土木費分担金、1節災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費分担金288万円を追加するもので、この事業につきましては、次の11ページにございます14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目の土木費国庫補助金、4節の河川費国庫補助金4,885万円、それと15款県支出金の2項県補助金、6目土木費県補助金、4節河川費県補助金の2,442万5,000円、またページは先のほうになりますが、21款町債に2,920万円を追加しているところでございます。

次に11ページ中ほどから、下になります。15款県支出金の2項4目農林水産業費県補助金、1節農業費県補助金に1,047万6,000円を追加するもので、経営転換協力金642万8,000円などでございます。

12ページをお開きください。一番上の15款県支出金、3項県委託金、1目総務費県委託金、5節選挙費県委託金に熊本県議会議員一般選挙県委託金163万8,000円を追加するものでございます。

歳入は終わりました、次に歳出の内訳に移らせていただきます。歳出につきましては、給料、職員手当等に人事院勧告に伴う、給与改定分を追加いたしております。それでは、主なものを御説明いたします。

14ページをお開きください。上から2款総務費、1項16目まちづくり推進事業費の19節に415万円を追加するもので、内訳は定住住宅取得等補助金275万円、関所っ子誕生祝い金120万円などでございます。

次の15ページをお願いします。中ほど、2款4項7目の熊本県議会議員一般選挙費に報酬等を含め、178万1,000円を追加するものでございます。

次に1ページ飛ばしまして、17ページをお開きください。これも中ほどになります。3款民生費、2項1目児童福祉費総務費、13節委託料に130万1,000円を追加するもので、放課後児童健全育成事業の利用者増などによるものでございます。

次に18ページをお開きください。

上から2行目になります。4款衛生費、1項8目火葬場管理費の11節需用費に143万9,000円を追加するもので修繕費は、せきすい斎苑の雨漏りの修理費でございます。

次に1ページ飛ばしまして、20ページをお開きください。中ほど、7款土木費、2項2目道路維持費、15節工事請負費に維持工事といたしまして、750万円を追加するもので、またページ下の3項河川費、4目砂防費には歳入にございました災害関連地域防災がけ崩れ対策事業として、13節に委託料1,690万円、15節に工事請負費8,888万1,000円を追加するものでございます。

飛びまして、23ページをお開きください。

上から2段目の10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地等災害復旧費の13節委託料に測量設計委託料といたしまして、120万9,000円を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 第68号議案、平成30年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,477万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,398万8,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。5款県支出金、1項県負担金補助金に3,020万円を追加し、11億4,091万1,000円とするものでございます。次に7款繰入金、1項他会計繰入金に75万2,000円を追加し、1億823万9,000円とするものでございます。

次に9款諸収入、3項雑入に382万6,000円を追加し、453万9,000円とし、歳入合計補正額3,477万8,000円を追加して、歳入合計15億6,398万8,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費に46万2,000円を追加し、672万6,000円とするものでございます。

次に、2款保険給付費、1項療養諸費に2,774万円を追加し、9億3,054万1,000円とし、2項高額療養費に246万円を追加し、1億6,259万円とし、6項出産育児諸費に84万円を追加し、504万3,000円とするものでございます。

次に、6款基金積立金、1項基金積立金に7,000万円を追加し、7,000万

6,000円とするものでございます。次に、8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金に14万円を追加し、2,450万8,000円とするものでございます。

次に9款予備費、1項予備費を6,686万4,000円減額して、2,576万6,000円とし、歳出合計補正額3,477万8,000円を追加して、歳出合計15億6,398万6,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長、今合計の一番最後の数字が6,000円と言われたと思います。訂正してください。

○福祉課長（島崎 演君） 失礼しました。訂正いたします。歳出合計15億6,398万8,000円とするものでございます。

歳入の内容説明でございます。

5款県支出金、1項県負担金補助金、1目保険給付費交付金、1節普通交付金3,020万円を追加するもので、一般療養給付費分と一般高額療養費分の決算見込額によるものでございます。

次に、7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、2節一般会計繰越金19万2,000円を追加するもので、事務費繰入金でございます。同じく3節出産育児一時金繰入金56万円を追加するもので、2名分を見込んでいるところでございます。次に9款諸収入、3項雑入、1目一般被保険者第三者納付金、1節第三者納付金382万6,000円を追加するものです。

7ページをお願いいたします。

歳出の内容説明でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料46万2,000円を追加するもので、内訳といたしましては、第三者行為求償事務共同処理委託料19万2,000円と電算システム改修委託料27万円でシステムの改修内容は、都道府県下に伴う療養給付及び調整交付金システムの改修でございます。次に2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、19節負担金補助及び交付金に2,774万円を追加するもので、決算見込額により増額するものでございます。次に同じく2款保険給付費、1項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、19節負担金補助及び交付金に246万円を追加するものでございます。これも同じく決算見込額により、増額するものでございます。次に同じく、2款保険給付費、6項出産育児諸費、1目出産育児一時金、19節負担金補助及び交付金に84万円を追加するものでございます。当初予算では、10名分420万円としておりましたが、決算見込みとして、2名分の増加が見込まれるため、その分を増額するものでございます。

8ページをお願いいたします。6款、1項、1目基金積立金、25節積立金に7、

000万円を追加するもので、財政調整基金積立金でございます。

次に8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般保険者保険税還付金、23節償還金利子及び割引料に14万円を追加するものでございます。これは、過誤納金還付金でございます。

最後に、9款1項1目予備費6,686万4,000円を減額するものでございます。予算調整するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 第69号議案、平成30年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の総額に、それぞれ23万2,000円を追加して、それぞれの総額を1億8,163万1,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。歳入でございます。2款繰入金は、1項一般会計繰入金に23万2,000円を追加して、1億2,601万4,000円とし、歳入合計を1億8,163万1,000円とするものでございます。

3ページは歳出でございます。1款総務費は、1項総務管理費に20万4,000円を追加して、6,854万1,000円とし、2款事業費は、1項公共下水道事業費に2万8,000円を追加して、4,550万1,000円と歳出合計を1億8,163万1,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入についての説明でございます。2款繰入金は、1項1目一般会計繰入金に23万2,000円を追加して1億2,601万4,000円とするもので、1節一般会計繰入金でございます。

7ページは歳出でございます。1款総務費は、1項2目浄化センター管理費に20万4,000円を追加して6,337万1,000円とするものでございます。11節需用費光熱水費で浄化センター電気料でございます。2款事業費は、1項1目公共下水道建設費に2万8,000円を追加して4,550万1,000円とするものでございます。2節給料に5,000円を追加し、3節職員手当等に2万3,000円を追加するものでございます。給与改定に伴うものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第70号議案、南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1 ページをお願いします。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,000円を追加して、それぞれ総額を483万8,000円とするものでございます。

2 ページをお開きください。歳入でございます。5 款繰入金に4,000円を追加して315万6,000円とし、歳入総額を483万8,000円とするものでございます。

3 ページは歳出でございます。1 款総務費に、4,000円を追加して281万6,000円とし、歳出総額を483万8,000円とするものでございます。

6 ページをお開きください。歳入についての説明でございます。5 款繰入金は1 項1 目一般会計繰入金に4,000円を追加するものでございます。1 節一般会計繰入金でございます。

7 ページは歳出でございます。1 款総務費は、1 項1 目一般管理費に4,000円を追加するものでございます。2 節給料に3,000円を追加し、4 節共済費に1,000円を追加するものでございます。いずれも給与改定に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 第71号議案、平成30年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,818万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,582万8,000円とするものでございます。

2 ページをお願いいたします。歳入でございます。3 款国庫支出金、1 項国庫負担金に661万5,000円を追加し、2億4,901万4,000円とし、2 項国庫補助金に317万3,000円を追加し、1億4,366万8,000円とするものでございます。

次に4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金に938万1,000円を追加し、3億8,654万4,000円とするものでございます。

次に5 款県支出金、1 項県負担金に466万2,000円を追加し、1億9,869万1,000円とし、3 項県補助金に6,000円を追加し、847万5,000円とするものでございます。

次に、7 款繰入金、1 項一般会計繰入金に435万円を追加し、2億16万3,000円とし歳入合計補正額2,818万7,000円を追加して、歳入合計15億1,582万8,000円とするものでございます。

3 ページをお願いします。歳出でございます。1 款総務費、3 項介護認定審査会費に6,000円を追加し、1,310万1,000円とするものでございます。次に2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費に2,340万円を追加し、12億5,504万8,000円とし、2 項介護予防サービス等諸費に430万円を追加し、3,333万円とし、4 項高額介護サービス等諸費に350万円を追加し、3,525万2,000円とし、6 項特定入所者介護サービス等費に350万円を追加し、4,934万2,000円とするものでございます。

次に、4 款地域支援事業費、1 項介護予防生活支援サービス事業費に、4万8,000円を追加し、3,214万8,000円とするものでございます。

次に6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金に1万7,000円を追加し、5万8,000円とするものでございます。

最後に8 款予備費、1 項予備費を658万4,000円減額し、5,240万1,000円とし、歳出合計補正額2,818万7,000円を追加し、歳出合計15億1,582万8,000円とするものでございます。

6 ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。主なものについて、御説明いたします。上から3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、1 節現年度分661万5,000円を追加するもので、介護給付費国庫負担金でございます。これは施設介護サービス給付費や居宅介護サービス給付費などの見込まれる増額分に対しての各交付割合による国庫負担金の増額分でございます。

次に3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目調整交付金、1 節調整交付金316万1,000円を追加するものでございます。これについても施設介護サービス給付費や居宅介護サービス給付費などの見込まれる増額分に対しての交付割合により、交付されるものでございます。

次に、4 款1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、1 節現年度分936万9,000円を追加するものでございます。これも同様に介護給付費の見込まれる増額分に対しての交付割合による交付金でございます。

次に、5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金、1 節現年度分466万2,000円を追加するもので、これも同様に見込み増によるものでございます。

7 ページをお願いいたします。2 段目、7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金、1 節介護給付費繰入金433万8,000円を追加するもので給付費見込みによる一般会計繰入金でございます。

8 ページをお願いいたします。歳出の内容説明でございます。2 段目をお願いいたします。2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付

費、19節負担金補助及び交付金1,700万円を決算見込みにより追加するものでございます。

次に、2款1項3目施設介護サービス給付費300万円、7目居宅介護サービス計画給付費340万円につきましても決算見込みにより追加するものでございます。

次に2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費430万円、2款保険給付費、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費350万円につきましても決算見込みにより追加するものでございます。

9ページをお願いいたします。2款保険給付費、6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費350万円についても同様に決算見込みにより追加するものでございます。

最後に8款、1項、1目予備費658万4,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 第72号議案、平成30年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ876万3,000円を追加して、それぞれの総額を1億2,138万3,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。歳入でございます。3款国庫支出金は、1項国庫補助金を293万8,000円減額して、1,218万2,000円とし、5款繰入金は、1項一般会計繰入金に240万1,000円を追加して、3,262万4,000円とし、8款町債に930万円を追加して、3,500万円とし、歳入総額を1億2,138万3,000円とするものでございます。

3ページは歳出でございます。1款総務費は、1項総務管理費に73万4,000円を追加して、4,291万円とし、2款事業費は1項浄化槽整備推進事業費に802万9,000円を追加して、5,893万2,000円とし、歳出合計を1億2,138万3,000円とするものでございます。

4ページは地方債の補正でございます。浄化槽整備推進事業の限度額を930万円追加して3,500万円とするものでございます。

7ページをお開きください。歳入についての説明でございます。3款国庫支出金の1項1目浄化槽整備推進事業国庫補助金を293万8,000円減額して、1,2

18万2,000円とするものでございます。1節浄化槽整備推進事業国庫補助金で、循環型社会形成推進交付金の交付見込みによる減額でございます。5款繰入金は、1項1目一般会計繰入金に240万1,000円を追加して、3,262万4,000円とするものでございます。1節一般会計繰入金でございます。8款町債は1項1目公共下水道債に930万円を追加して、3,500万円とするものでございます。1節公共下水道債でございます。

8ページは歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は73万4,000円を追加して、4,291万円とするものでございます。11節需用費73万4,000円で消耗品費が34万5,000円、修繕費が38万9,000円でございます。2款事業費の1項2目浄化槽建設費は802万9,000円を追加して、5,893万2,000円とするものでございます。2節給料の1万3,000円の追加と、3節職員手当の1万6,000円の追加は、給与改定に伴うものでございます。また、15節工事請負費の800万円の追加は、浄化槽設備工事の見込みによるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩します。

-----○-----
休憩 午前11時09分
再開 午前11時19分
-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明の途中でしたので、これを続けてください。73号議案からお願いします。
まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 第73号議案、南関町総合振興計画基本構想を定めることにつきまして、提案理由及び内容について御説明いたします。

現在の第5次総合振興計画基本構想は計画期間の最終年度を平成30年度としていることから、平成31年度から4年間のまちづくりの指針として新たな「第6次総合振興計画」を策定することといたし、南関町総合振興計画策定条例第5条の規定に基づき、南関町総合振興計画基本構想を定めるにあたり、議会の議決を経る必要があるため提案させていただいております。基本構想に際しましては、南関町振興計画審議会に御審議いただいたのち、パブリックコメントに供しまして見直し等を行ったうえで、再度振興計画審議会に御審議いただき答申をいただいたところでございます。

それでは内容について御説明申し上げます。

3ページをお開きください。基本構想における将来像を「新しい未来（とき）の幕開けとともに新たなチャレンジができる町」としております。平成から新たな年号となり日本は新たな未来へ向け歩みだします。南関町も新庁舎建設を機に、南関版コンパクトシティの実現に向け新たな一步を踏み出すとともに、夢や希望を叶えるための新たなチャレンジを地域住民、各種団体、行政が一体となった「チーム南関」で支え合い、誰もが住みやすいまちづくりを目指すとしております。

次に基本理念につきましては、「住民と行政による協働のまちづくり」といたしております。少子・超高齢化や地方分権が進むなか、南関町が自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力ある地域社会を築いていくためには、住民すべてが「自分たちのまちは、自分たちの手で」という自治意識を持ち、住民、地域、行政がそれぞれの責任と役割を認識し協力し支え合うこと（協働）が必要であるといたしております。

4ページを御覧ください。基本目標には三つの柱を掲げております。まず、「産み育てやすい環境の整備」で次代を担う若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶えるために出会い・結婚に対する支援や妊娠・出産・子育てに対する支援等を行い、「南関町で子育てをしたい」と思われるような子育て環境の充実に取り組むことといたしております。

次が「住む場所と働く場所の確保」で、少子・超高齢化による人口の減少に歯止めをかけるためには、住む場所と働く場所の確保が必要です。そのため、移住・定住の支援や基幹産業である農業の振興、山林資源を活用した物産振興、新たな企業支援、各種人材の育成等を行い、「南関町にずっと住みたい」と思われるようなまちづくりに取り組むことといたしております。

最後が、「高齢者や障がいのある方も安心して暮らせる環境の整備」で、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう医療・介護・健康に関する支援や生活基盤の充実、地域で継承されてきた歴史・文化・自然や景観などを守りながら、「南関町に住んでよかった」と思われるような豊かな地域づくりに取り組むことといたしております。

キャッチフレーズは、第5次と同じく「緑にいきづく関所の里」とし、目標年次を来年度から2022年度までの4年間といたしております。

次のページを御覧ください。次のページは施策の大綱でございます。施策の大綱は8つの項目を設けております。

一つ目が「誰にでもどんなときにもやさしいまちづくり」で、①福祉の充実、②保健の充実、③医療の充実で構成しております。

二つ目は「緑豊かな環境と共生するまちづくり」で、①自然環境の保全、次のページを御覧ください。②ごみ処理と再資源化の推進、③新エネルギーの導入、④排水処理施設の整備で構成しております。

三つ目は「心が通いふれあうまちづくり」で、①地域コミュニティの強化、②男女共同参画社会の推進、③人権教育啓発の推進で構成しております。

次のページを御覧ください。

四つ目は「産業が盛んな元気のあるまちづくり」で、①農業の振興、②林業の振興、③製造業・工業の振興、④商業の振興、次のページを御覧ください。⑤観光の振興で構成しております。

五つ目は「交通・情報通信基盤の整ったまちづくり」で、①道路交通体系の整備、②生活交通の確保、③情報通信基盤の整備で構成しております。

六つ目は「ゆとりある住環境のまちづくり」で、①定住の促進、次のページです。②公園、緑地等の整備、③安全なまちづくりで構成しております。

七つ目は「共に学びあえるまちづくり」で、①学校教育の充実、②社会教育の充実、③社会体育の充実、次のページを御覧ください。④国際交流の推進、⑤文化の振興で構成しております。

八つ目は「分権社会を担う自立したまちづくり」で、①住民参画のまちづくり、②情報公開の推進、③行財政運営の効率化で構成しております。

以上、南関町総合振興計画基本構想を定めることにつきまして説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、第74号議案、南関町過疎地域自立促進計画の変更について提案理由及び変更内容につきまして、御説明いたします。

提案理由につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項で、準用する同条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページを御覧ください。現在、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とした南関町過疎地域自立促進計画を策定し、遂行中ですが今回の変更につきましては、計画全体に及ぼす影響が大きな変更であることから、議会の議決を求めるものでございます。

次のページを御覧ください。今回、変更する部分は事業名、火葬場、事業内容せきすい斎苑大規模改修工事及び事業名集会施設、事業内容公園整備事業を新規で追加したものでございます。このことに伴いまして、次のページの参考資料も変更しております。

変更事業内容は上段の自立促進施策区分、3、生活環境の整備、事業名(6)火葬場、事業内容、せきすい斎苑大規模改修工事としまして、せきすい斎苑の火葬炉

の改修に必要な事業費としまして、平成31年度2,800万円、平成32年度1億8,500万円を追加するとともに、新庁舎建設に係る旧南関高校グラウンドを新たに整備しますことから自立促進施策分、6、教育の振興、事業名(3)集会施設、体育施設等集会施設、事業内容、公園整備事業としまして、平成30年度6,000万円、平成31年度2億2,000万円を追加し、変更前概算事業費98億3,985万7,000円に4億9,300万円を追加し、103億3,285万7,000円に変更するものでございます。

以上で、南関町過疎地域自立促進計画の変更についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(酒見 喬君) 総務課長。

○総務課長(北原宏春君) 第75号議案、熊本県市町村総合事務組合同約の一部変更について提案理由及び内容を御説明いたします。

熊本県市町村総合事務組合の構成団体であります「地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合」が、本年10月1日より、「くまもと県北病院機構設立組合」へと名称変更をしたため、今回提案するものでございます。地方自治法第286条第1項では、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、または規約を変更しようとするときは関係地方公共団体の協議により、これを定め知事の許可を受けなければならないとされておりますので、この規定により熊本県市町村総合事務組合同約の一部を変更するものでございます。

内容を御説明いたします。名称変更に伴いまして、規約の別表第1及び第2表中、「地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合」を「くまもと県北病院機構設立組合」に改めるとしております。

また、附則では、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による熊本県知事の認可のあった日から施行し、平成30年10月1日から適用するとしております。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長(酒見 喬君) 町長。

○町長(佐藤安彦君) 第76号議案、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由及び議案の説明をさせていただきます。

南関町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律の第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。また、委員の任期は3年でございます。

住所、南関町大字小原、氏名、大倉公泰、生年月日、昭和22年9月23日生まれでございます。このたび農業委員会の委員が、平成31年3月31日で任期満了

により、新たに委員を任命する必要があるため提案するものであります。

大倉氏は、小原区長の布志木良一氏からの推進で候補者となりました。昭和50年から農業に従事され、平成24年8月から認定農業者になられております。

また、平成28年4月から南関町認定農業者連絡協議会の会長を務められ、平成25年4月から3年間農業委員を、また平成28年4月から農地利用最適化推進委員を現在まで務められており、委員として活躍されるとともに、農業にかける思いは旺盛であります。

以上のことから、農業委員会の所掌に属する事項に関して、その職務を適切に行うことができる方であると思われま。す。何とぞ、御承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第77号議案、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて提案理由及び議案の説明をさせていただきます。南関町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律の第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。また、委員の任期は3年でございます。

住所、南関町大字下坂下、氏名、竹島久利、生年月日昭和19年2月1日生まれでございます。このたび農業委員会の委員が、平成31年3月31日で任期満了により、新たに委員を任命する必要があるため提案するものであります。

竹島氏は、下坂下北区長の荒木一行氏からの推薦で候補者となりました。昭和39年から農業に従事され、平成27年2月から認定農業者になられております。また、平成16年4月から農業委員を務められ、現在は農業委員会の副会長を務められ、長年委員として活躍されるとともに農業にかける思いは旺盛であります。

以上のことから、農業委員会の所掌に属する事項に関して、その職務を適切に行うことができる方であると思われま。す。何とぞ、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第78号議案、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて提案理由及び議案の説明をさせていただきます。南関町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律の第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。また、委員の任期は3年でございます。

住所、南関町大字肥猪町、氏名、菅原和義、生年月日、昭和25年7月4日生まれでございます。このたび農業委員会の委員が、平成31年3月31日で任期満了により、新たに委員を任命する必要があるため、提案するものであります。菅原氏は肥猪町区長の中野力氏からの推薦で候補者となりました。昭和60年から農業

に従事され地域の諸活動にも積極的に参加され、長年の農業経験から農業にかける思いは旺盛であります。

以上のことから、農業委員会の所掌に属する事項に関して、その職務を適切に行うことができる方であると思われます。何とぞ、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第79号議案、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて提案理由及び議案の説明をさせていただきます。南関町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律の第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。また、委員の任期は3年でございます。

住所、南関町大字豊永、氏名、荒木茂、生年月日、昭和24年11月23日生まれでございます。このたび農業委員会の委員が、平成31年3月31日で任期満了により、新たに委員を任命する必要があるため提案するものであります。荒木氏は、西豊永区長の大原憲正氏からの推薦で候補者となりました。昭和39年から農業に従事され、平成9年6月に認定農業者になられ、現在は息子さんに経営を移譲されております。また、平成28年4月から農業委員を務められ、委員として活躍されるとともに、過去の農業経験から農業にかける思いは旺盛であります。

以上のことから、農業委員会の所掌に属する事項に関して、その職務を適切に行うことができる方であると思われます。何とぞ、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第80号議案、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて提案理由及び議案の説明をさせていただきます。南関町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律の第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。また、委員の任期は3年でございます。

住所、南関町大字久重、氏名、西山良輔、生年月日、昭和42年3月16日生まれでございます。このたび農業委員会の委員が、平成31年3月31日で任期満了により、新たに委員を任命する必要があるため提案するものであります。西山氏は久重中区長の猿渡政之氏からの推薦で候補者となりました。平成7年から農業に従事され、平成7年9月に認定農業者になられ、平成24年4月から平成25年3月まで南関町認定農業者連絡協議会の幹事を務められました。また、平成28年4月から農地利用最適化推進委員を務められ、委員として活躍されるとともに、農業にかける思いは旺盛であります。

以上のことから、農業委員会の所掌に属する事項に関して、その職務を適切に行

うことができる方であると思われます。何とぞ、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第81号議案、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて提案理由及び議案の説明をさせていただきます。南関町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律の第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。また、委員の任期は3年でございます。

住所、南関町大字豊永、氏名、橋本勝、生年月日、昭和30年9月8日生まれでございます。このたび農業委員会の委員が、平成31年3月31日で任期満了により、新たに委員を任命する必要があるため、提案するものであります。橋本氏は松尾区長の井上正氏からの推進で候補者となりました。平成17年1月から農業に従事され平成17年4月から認定農業者になられ、また地域活動にも積極的に参加されるとともに、農業にかける思いは旺盛であります。

以上のことから、農業委員会の所掌に属する事項に関して、その職務を適切に行うことができる方であると思われます。何とぞ、御承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第82号議案、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて提案理由及び議案の説明をさせていただきます。南関町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律の第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。また、委員の任期は3年でございます。

住所、南関町大字関東、氏名、片山幸次、生年月日、昭和31年5月11日生まれでございます。このたび農業委員会の委員が、平成31年3月31日で任期満了により、新たに委員を任命する必要があるため、提案するものであります。片山氏は福山区長の山田守光氏からの推薦で候補者となりました。平成10年から農業に従事され、平成16年3月に認定農業者になられ、南関町認定農業者連絡協議会の役員として、平成18年4月から平成20年3月まで幹事を、平成20年4月から平成22年3月までは支部長を務められ、長年の農業経験から、農業にかける思いは旺盛であります。

以上のことから、農業委員会の所掌に属する事項に関して、その職務を適正に行うことができる方であると思われます。何とぞ、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第83号議案、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて提案理由及び議案の説明をさせていただきます。南関町農業委員会の

委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律の第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。また、委員の任期は3年でございます。

住所、南関町大字上長田、氏名、末竹信雄、生年月日、昭和32年9月20日生まれでございます。このたび農業委員会の委員が、平成31年3月31日で任期満了により、新たに委員を任命する必要があるため提案するものであります。末竹氏は上長田西区長の阪井義則氏からの推薦で候補者となりました。平成7年から農業に従事され、平成22年4月から3年間農業委員を、また平成28年4月から現在まで農地利用最適化推進委員を務められ、長年委員として活躍されるとともに、農業にかける思いは旺盛であります。

以上のことから、農業委員会の所掌に属する事項に関して、その職務を適切に行うことができる方であると思われま。す。何とぞ、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第84号議案、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて提案理由及び議案の説明をさせていただきます。南関町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律の第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。また、委員の任期は3年でございます。

住所、南関町大字細永、氏名、釘崎眞貴子、生年月日、昭和24年2月26日生まれでございます。このたび農業委員会の委員が、平成31年3月31日で任期満了により新たに委員を任命する必要があるため、提案するものであります。釘崎氏は細永南区長の坂梨洋徳氏からの推薦で候補者となりました。平成25年4月から農業委員として在職されております。農業委員会等に関する法律第8条第6項及び第7項の規定により委員の任命については、農業委員会に係る事項に関して利害関係を要しない者や委員の年齢、性別等に著しい隔たりが生じないよう配慮して任命しなければならないと定められていますので、女性の立場での活躍を期待するものであります。長年委員として活躍されるとともに、農業にかける思いは旺盛であります。

以上のことから、農業委員会の所掌に属する事項に関して、その職務を適切に行うことができる方であると思われま。す。何とぞ、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第85号議案、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて提案理由及び議案の説明をさせていただきます。南関町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律の第8条第1項の規定

により、議会の同意を求めるものでございます。また、委員の任期は3年でございます。

住所、南関町大字上坂下、氏名、山本精武、生年月日、昭和19年12月9日生まれでございます。このたび農業委員会の委員が、平成31年3月31日で任期満了により、新たに委員を任命する必要があるため、提案するものであります。山本氏は八田区長の池永洋一氏からの推薦で候補者となりました。昭和49年から農業に従事され、平成12年1月に認定農業者になられて、過去には南関町認定農業者連絡協議会の副会長や支部長などを歴任されております。また、平成19年4月から平成25年3月まで農業委員を務められ、平成28年4月から現在も農業委員を務められるなど、長年委員として活躍されるとともに、農業にかける思いは旺盛であります。

以上のことから、農業委員会の所掌に属する事項に関して、その職務を適切に行うことができる方であると思われま。何とぞ、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第86号議案、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて提案理由及び議案の説明をさせていただきます。南関町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律の第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。また、委員の任期は3年でございます。

住所、南関町大字関町、氏名、片山カツ子、生年月日、昭和15年11月25日生まれでございます。このたび農業委員会の委員が、平成31年3月31日で任期満了により、新たに委員を任命する必要があるため提案するものであります。片山氏は宮の前区長の西田美保氏からの推薦で候補者となりました。平成16年4月から平成19年3月まで農業委員を、平成19年4月から南関町生活研究グループ連絡協議会の会長を務められております。農業委員会等に関する法律第8条第6項及び第7項の規定により委員の任命については、農業委員会に係る事項に関して利害関係を有しない者や委員の年齢、性別等に著しい隔たりが生じないように配慮して任命しなければならないと定められておりますので、女性の立場での活躍を期待するものであります。過去にも委員として活躍されるとともに、農業にかける思いは旺盛であります。

以上のことから、農業委員会の所掌に属する事項に関して、その職務を適切に行うことができる方であると思われま。何とぞ、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 以上で、提案理由の説明を終了します。

日程第 28 一般質問

○議長（酒見 喬君） 日程第 28、一般質問を行います。

発言の通告があつていますので、順次発言を許します。6 番議員の質問を許します。

6 番議員。

○6 番議員（井下忠俊君） こんにちは。6 番議員の井下でございます。

今回は 3 点ほど質問させていただきます。どれも一足飛びではないかと思いますが、今後十分に検討していくべき内容だと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

まず一つ目として、最近の子どもの食、主に朝食について尋ねます。一つ目、最近では「食育」という言葉をよく耳にしますが、この意味をどう捉えているか。また、現代では様々な種類の仕事があり、その内容においても、特に労働時間においては、通常の間帯に加え、早出、遅出、夜勤または準夜勤と千差万別であります。そのような背景の中、毎日ではないにしろ朝食をとらないだけではなく、とれない子どもも今いるのではないかと思っております。朝食をとるということは、朝からその日の 1 日分の栄養分をとるという非常に大事なことであり、様々な分野からもこれは報告されていることです。現在、この児童生徒の朝食について、いろいろな取り組みがなされてきているところも多くなってきております。そこで、二つ目として今、小、中学校で朝食をとってない子供の割合と、それに対する感想を尋ねます。

次に二つ目ですが、これは本来社員または職員の方たちの能力や貢献度そして遂行している業務についての評価を昇進や昇給等の処遇に反映させるための制度としてはじまった人事評価制度について尋ねます。一つ目は、現在南関町で行われている人事評価制度は、どのような形で行われているのか。二つ目は、その成果はどのような形で活かされているのか尋ねます。

最後に、三つ目として非正規職員の方についてお尋ねします。今の時代、地方公共団体においては、人口減少、高齢化の進行、行政事業の多様化等への対応、また働く側にも様々な働き方へのニーズがあります。そのために各地方公共団体においては、効果的なサービスの提供を行うため幅広い行政分野で事務の種類や性質に応じ、または任用、勤務形態の多様化が進んできており、その数は年々増加傾向にあると思われます。もちろん、この南関町においても同様であると思ひます。そこで、まず一つ目、正規、非正規職員の違いは、どういったところにあるのか。また、二つ目に現在その正規職員に対する非正規職員の割合はどれくらい南関町ではある

のか。そして最後に、報酬について尋ねます。

以上、3項目、計7点の質問です。あとは自席にて行わせていただきますので、わかりやすい答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 6番議員の質問に対する、答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 6番、井下議員の子どもの食についての「食育」という言葉をどう捉えているかとの御質問にお答えいたします。食に関する正しい知識と、適切な食習慣を子どものうちから身に着けるといことは、とても大切なことであり、心身の健康を生涯にわたって保持していくのにかかせないものと捉えております。町では、平成30年度から6年間の第3次健康増進計画と第2次食育推進計画を策定しておりまして、町民一人ひとりのさらなる健康づくりの推進と食育に関する施策を総合的かつ計画的に進めております。特に食育の推進につきましては、乳幼児期から学童、成人、高齢期ごとの家庭及び地域や学校などで取り組みを細かく示しているところであります。

次に、人事評価制度についてお答えいたします。まず①の役場内で行われている人事評価のやり方という御質問については、平成26年5月の地方公務員法の一部改正により、平成28年4月から人事評価制度が導入されました。そこで、人事評価制度の導入に向けて、平成27年6月に副町長を委員長とした南関町人事評価制度検討委員会を立ち上げ、人事評価制度マニュアルの作成を行い取り組んでいるところです。現在の町の人事評価制度は、評価項目を勤務態度評価、能力評価及び業績評価の三つとしており、導入につきましては、平成27年度から職員への人事評価制度の説明、あるいは評価者である所属長への評価者研修などを実施し、平成28年10月から勤務態度評価及び能力評価の試行、平成29年10月から業績評価の試行を行い、内容の見直し等を図りながら、それぞれの評価を行っているところです。

評価方法につきましては、評価の期間を1年間とし、それぞれの職員の自己評価と課長等管理職の評価を個別の面接により確認、評価についての説明を行うなど被評価者の自己評価を尊重する仕組みとしております。また途中で、中間面接による状況の確認も取り入れています。今後も職員の能力開発、人材育成による能率向上、組織、職員の士気高揚を図ることで住民サービスの向上につながるよう制度の適正な実施、運用に努めてまいりたいと考えております。

次に②のその結果をどう活かされているかという御質問ですが、先ほど申し上げましたように、所属長が直接職員と個別に面接し、確認等のコミュニケーションをとることで、それぞれの職員が自分の業務を振り返る機会となりますし、勤務態度

の改善及び能力の向上、あるいは業務の推進につながっているものと思います。また所属長としましても職員の考えや業務の執行状況の確認などに活かされているものと考えています。

しかし、目的の一つでもある能力を発揮した職員に報いる制度の運用につきましては、現在評価に基づいた職員の給与等処遇に反映させるための検討を進めているところであり、実施に向けて制度の構築を進めなければならないと考えています。

次に、非正規職員について①の正規、非正規職員の違いはとの質問にお答えいたします。地方公務員法では、地方公務員の職は一般職と特別職に分類されています。その一般職にあたる職員の中で一般的に正職員と言われる職員と、非正規職員と言われる臨時職員、非常勤職員におきましては、勤務条件などの違いは、いろいろありますが、ここでは臨時、非常勤職員の任用の根拠、任用期間、勤務時間等につきまして、お答えさせていただきます。再任用職員につきましては、さらに違いますので、ここでは省かせていただきます。

まず、任用の根拠につきまして、臨時職員は地方公務員法第22条で緊急の場合または臨時の職に関する場合においては、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができるとされており、町で任用等に関する規則を定めて運用しております。非常勤職員については、法第17条「職員の職に欠員を生じた場合においては」を根拠に同じく町で任用等に関する規則を定めております。

任用期間は、臨時職員が先ほど申しましたように6月を超えない期間で引き続き6月更新できますが、1回のみとなります。非常勤職員は町の規則で1年以内とし、1年以内の期間で更新することができるとなっており、それぞれ任用期間が定められているものでございます。

勤務時間等については、臨時職員は職員と同じで、非常勤職員は職員の勤務時間の4分の3、週29時間の範囲内となっています。また職種については、給食センターの調理員や介護保険の調査員、保険センターの看護師など資格や専門性などが必要とされる職種が主なものでございます。

次に②の正規職員に対する非正規職員の割合はとのことですが、12月1日現在で常勤の一般職員は112人、再任用職員は7人、非常勤職員は30人、臨時職員はいませんので、非常勤と臨時職員の割合は全体の20%、2割程度ということになります。

次に、③の報酬の違いはということですが、正職員につきましては、給料及び期末勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当などの支給があり、再任用職員につきましては、給料、期末勤勉手当、通勤手当などの支給がありますが、扶養手当、住居手当の支給はございません。

非常勤職員につきましては、規則に定められた報酬と旅費にあたる費用弁償の支払いのみとなっております、期末勤勉手当や通勤手当などはございません。

また臨時職員は、時間外手当はありますが、非常勤職員と同じく期末勤勉手当や通勤手当などはございません。

以上、お答えしまして、子どもの食についての御質問には教育長がお答えし、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。また、詳細については、担当課長よりお答えします。

○議長（酒見 喬君） 答弁の途中ですが、昼食のため1時まで休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時02分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問に入ります前に、先ほど、まちづくり課からの南関町過疎地域自立促進計画参考資料の中で、間違いがあったということでございますので、その説明からしていただきたいと思えます。

まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 誠に申し訳ございません。先ほど、説明した内容には全く影響はございませんが、先ほど配布しました変更後の小計、上の段の小計ですね。生活環境の整備のほうの火葬場の小計ですが、平成31年度「644630」それと平成32年度「861912」これが正解でございます。それと下の段にいらしていただいて、下の段の小計の欄の平成30年度「86840」、それと平成31年度「320932」、それと総計のところの平成30年度「4032802」、平成31年度「1765605」。それと平成32年度「1667877」というふうに訂正しておりますので、報告いたします。申し訳ございませんでした。

○議長（酒見 喬君） はい、よろしいでしょうか。これについては。

それでは、一般質問に移りたいと思えます。6番議員の質問に対する教育長からの答弁の番でしたので、これを続行してください。

教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） それでは、6番議員、井下議員の子どもの食についての御質問にお答えします。最初の「食育」という言葉の捉え方につきまして、私のほうでは、食育という熟語の漢字は、そのつくりから「人をよく育む」と書きます。そういう意味で、知育・徳育・体育の土台となるものと捉えております。学習指導要領にも食育の推進がうたわれておりまして、町の教育大綱には「健全な心身の発達

の基礎となる食育の推進を受持する」と明記されておりまして、学校教育でも積極的な食育の推進に努めていかなければならないと考えております。

次に、二つ目の朝食をとらない児童生徒の割合と、その感想をということでしたので、町の小中学校の最新の調査結果として、本年4月に小学校6年生と中学校3年生を対象に実施された全国学力・学習状況調査の質問紙調査結果では、「全く食べない」という回答はゼロで、「あまり食べない」という回答の小学6年生は5.6%、中学3年生は1.9%という状況でした。

この結果から、1日のスタートのエネルギーとなる朝食をあまりとらないという現状が町内の小中学生にもありまして、その中でも小学6年生の欠食率が高く、課題があるというふうに考えております。

以上お答えいたしまして、あとの御質問は自席よりお答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） ほかに、ございませんか。

総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 私からは非正規職員についての御質問に関しまして、勤務時間と報酬について少しお答えさせていただきます。

先ほど、町長からの答弁にありましたように、非常勤職員の勤務時間につきましては週29時間以内となっておりますが、具体的に週5日出勤の職員で申しますと、1日に5時間48分勤務いたしております。通常の勤務時間が7時間45分ですので、2時間ほど短い勤務形態となっております。また非常勤職員の報酬につきましては職の区分により規則で定めているところですが、いくつか申し上げますと、1日当たり日額で給食センターの運転手は4,870円。調理師は4,820円。介護保険の調査員や保健師は7,200円と職員より違う金額となっております。正職員につきましては、本議会の議案に上程しています一般職の職員の給与に関する条例の行政職給料表の適用となり高卒程度一般事務の試験採用の初任給では月額が14万7,100円、これが基本となります。

以上お答えいたします。

○議長（酒見 喬君） それでは、6番議員。再質問してください。6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） はい。先ほどは、町長よりお答えいただいたんですけども、ずっと昔のように感じて、ちょっと間があきましたので、途切れちゃけれども質問させていただきます。私も、食育の語源についてちょっと調べたんですけども、これは食道楽といった推理小説から今教育長が言われたように表示は徳育・知育・体育よりも食育が先というようにそういうふうに明記されております。

町長からの答弁もですね、命の大切さに食の大切さについての答弁がありまして、同じような認識を持っておられるかなと今自分は感じているところです。そこはあ

くまで食育という語源とか意味についてですけれども、これは同じような考えを持ってあるというところで次に進みますけれども、現在、朝食をとらない児童生徒はというところで、私も、ここに同じようなアンケート結果をいただいております。小学校、中学校ともに全くとらない子どもはゼロというのは、非常にこれは今の時代にはいいことだなと思えますけれども、あまりとらないという子どもが数パーセントおられることはですね、ちょっと気になっているところです。このアンケートの結果では、どんなふうな一応感想を持っておられますか。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 中学生よりも小学生のほうが多い現状にあったという部分ですね、小学生のほうが厳しい現状にあるという部分で、学校の教育指導の中でも食育については指導をしているところですけど、その部分についてはゼロというのをやっぱり目指していく必要があるのかな、そんなふうに思っております。また早寝、早起き、朝ご飯運動あたりというのも、家庭と協力しながらやっているところですけど、引き続きそういう家庭の協力というのも求めていく必要があるのかな、そんな思いを持っております。

○議長（酒見 喬君） 6 番議員。

○6 番議員（井下忠俊君） はい。このアンケートは、今の現状の結果だけですけれども、こういった数字のあまり食べないというような子どものその理由ですね、そういうところはアンケートではやっぱり見えないところですかね。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい。この全国の調査については、理由までは問うてありません。その他の教育課のほうが関係しましたアンケート調査の中でも詳しい理由までは問うておりません。

○議長（酒見 喬君） 6 番議員。

○6 番議員（井下忠俊君） このアンケートを聞いて、自分もちょっと何人か子どもに聞いたんですけれども、他の調査でも言われていることなんですけれども、小学校の高学年から中学校の年代では夜更かしの傾向が今増えてきている。朝やっぱり眠くなる、食欲がない、だから食べない。さらにはですね、ダイエットのためという理由も若干、出てきております。女性もやっぱり体型を気にしたりとか、そういうのもあるんじゃないかと思えますけれども、農林水産省はですね、子どもの食育という観点から朝食を食べないと午前中は体は動いても、脳は全く動かないぼんやりということになりがちでですね、一時期世間をにぎわせた切れることの原因にもなるというふうなことを発表してあります。脳のエネルギー源であるブドウ糖をしっかり朝食で摂って、脳と体がしっかり朝目覚めるような集中できるような、そういった

意味の朝食として、今後これを捉えていってもらいたいと思いますけれども、こういう理由がですね、果たして南関の子ども達に合っているか、もう一度これはアンケートにとられるときはですね、そういうところも踏まえたところで、その原因まで踏み込んだところでアンケートをとってもらえれば、今後の対応策としてスムーズにいくんじゃないかと思います。今のこの現状で、今後この朝食をとらない子どもは少しずつでも増えてくるんじゃないかと思いますけれども、これに対する今、何か方向性とか検討とか、そういったことは町として考えてありますかね。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい、このアンケートを踏まえての対応ということではございませんけど、私も学校教育、現役時代は絡んでおりまして、そういう部分では朝食っていうとらない子は、やっぱり結構多い状況、そういう認識をしておりますので、先ほど答弁いたしました中身等をさらにやっていくとともに、最初のお尋ねの中にも朝食をとれない子ども、そのあたりが、これからはやっぱり課題になってくるのかなというふうに思っております。特に、言われましたように朝からやっぱり食べてない子は精神的な落ち着きといいますか、朝からやっぱり教室に入っても、脳の活性化とあわせてですね、学習態度あたりにも直接影響をしてくる部分でございますので、そういうふうなとれない子どもの状況といいますか、一人一人がどんな状況にあるのかという部分をですね、やっぱりしっかり把握しながら、例えば虐待とか、あるいはネグレクト、そういう部分でのとれない子どもさんあたりについては福祉関係との関係をつないだりですね、一人一人に応じた対応といいますか、そういう部分がこれからはより重要になってくるのかな、そんな思いを持っております。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） ちなみに教育長、子ども食堂という言葉は聞かれたことありますか。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい、聞いたことはございます。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） これはですね、2008年頃からですね、社会的にも注目されるようになったと言われてはいますが、子どもの貧困対策の推進に係る関する条例が2013年に、これ成立してはいますが、あくまで貧困対策の一つとしてスタートしているわけです。けれども、先ほども言いましたように、いろんな種類の職種の仕事の種類、これから労働環境の変化の背景の中で、貧困対策という言葉だけでは片づけられないような現状になっていると思います。

今の南関町の子どもに関してはですね、とりわけ喫緊の課題というような慌てる段階でもまだないんじゃないかとは思いますが、ちなみに高齢者の方ですね、福祉課長これ尋ねますけど、独居老人の方や高齢者世帯の方たちの中で、朝食をとらない方は何割ぐらいおられますか。わかりますか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 町のほうでは、先ほど、町長答弁のほうもありましたけれども、食育推進計画を策定しております。その前に平成29年度に健康増進及び食育の推進計画を作成するにあたって、町内の在住の15歳から74歳の方のうちから1,400人を対象にしてアンケートを実施したところでございます。その中で、朝食を食べていますかという問いに70代の高齢者の方で97.4%の方が食べていると答えられており、残りの2%あまりの方が毎日は食べておられない。二、三日ほどしか食べていないというようなことのお答えをされているという状況でございます。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） 今、答弁にあった2%と言われても1,400人の対象のアンケートですから、今28名ぐらい、ざっと計算したらおられるわけですが、子どもと同じように高齢者の方も1日のリズム、バロメーターとしてですね、これは朝食は大事なものです。子ども食堂がですね、先ほども言いましたように本来貧困対策の一つとしてスタートしているものですから、誤解が生じてですね、うまく機能してないところも今地方では数多く出てきております。そういったことも含めてですね、子どもと一緒に高齢者の方たちも希望があれば一緒に朝食をとり、子どもの支援とともにですね、高齢者の方には孤食を避け、新たな居場所の提供という形で、そういった形の子ども食堂が今、少しずつ顔を出して増えてきております。こういう考えは町としてありますかね。福祉課長のほう。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 今、議員のほうからお話ありましたように高齢者の方の孤食という状況の方もいらっしゃいます。そういった方の対策ということでも含めて、高齢者、それから子どもの方、地域でこういった方の居場所を提供するということは必要になるのではないかと思います。こういった交流の場、ふれあいの場ということで現在、地域ではふれあいサロンというサロンが開かれておりますが、こういった取り組みの中で、今後ふれあいサロンのみならず、いろんな地域での行事活動の中で世代を超えた食を通じての交流の場、ふれあいの場ができればなどは考えているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） サロンを中心にということですが、今回はあくまで朝食についての質問ですけれども、サロンの時間を開催日の月1回でも時間を早めてもらって何とかこうできるようにもっていったらもらえれば、その料理を提供する人も高齢者の人が提供したりとか、いろんな形で取り組んでいかれるとは思いますが、ここ昨年ぐらいですかね、有償ボランティアというのが、これは福祉課の扱いになるんですかね。社協独自のものになるんですかね。これどっちが、担当ですかね。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） もやいサービスということで、有償のボランティアについては今、社協のほうで会員等を募っておられるということでございます。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） 社協さんがされることであってもですね、これは同じ町の福祉ということで、山の頂上を目指すならば、登り口が違うだけで考えは同じように考えは持って行ってほしいと思いますけれども、先ほども言ったごとですね、言いましたように、この南関町は、そう急を要するような数字はまだ出ておりません。けれどもいざちゅうときですね、それを始める場合に、さあ、あたふたというよりも今少しずつでも、小人数のうちからこういうのを進めていったらどうかと思います。週に1回、2週間に1回でもと思いますけれども、これはまだ量が多いとは思いますが。今運営されるところも月1回ぐらいのほうがハードルも低くて無理なく負担なくやれるというようなことを言われているところもあります。こういう形で、ぜひ社協を通じてこういった有償ボランティアの人と一緒にサロンを含めたところでの取り組みはできないものですかね。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 今後、今お話のように社協の有償ボランティアの取り組みと合わせて、地域での食を通じての交流の場ができればと思います。やはり一つの事業が長く続くためには、特定の方に負担が重くなるということになると、なかなか難しい部分がありますので、やはり完全無償というのは難しいところだろうと思います。部分的に、やはり有償のものにならざるを得ないとは考えておりますので、そういったものも含めて、今後そういった食の場づくりができればなどは考えております。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） もうこれはぜひお願いしていきたいと思っております。もちろんですね、この食堂を開くにしても全くの無料というわけでは、これはできないと思います。1回につきですね、200円から500円ぐらいの幅で有料にして

あるところも、結構そういうところがほとんどです。いろんな人が従事するんじゃないかと、例えば、さっき課長が言われたように、サロンの人の何名かが入れ替わりされても、それは十分できるんじゃないかと思います。また近所の方からですね、野菜を届けてもらったり、スーパーから賞味期限はあるのに、もう売れないというものを提供してもらったりとか、いろんな形で事が進められているところが今多くなっております。

これは一つ例を挙げますと、南関町のあるお寺さんの方から聞いたんですけども、朝から子どもと一緒に食事をとってですね。そこはお寺だろうからでしょうけど、3分でも5分でも仏さんに手を合わせて、それから行ってきます。そういうふうな場をつくっていきたいと考えていたっては言われてたっです。ただ、どこから手を始めたらいいかわからないと、そういう方も実際おられます。ですから、こういうことをもう少し、この先ほどのサロンとか有償ボランティアとか、そういうのにくっつけて、できるだけ提案していってもらって、そこにしたいという方もおられると思いますので、そういうところはできるだけ今後、町としてもバックアップ、応援をしていってほしいなと思いますけれども、これはどうでしょうか、町長。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） これは食の問題だけに限らないと思っておりますけれども、特に生きていくためには食というのは一番必要なことではありますけれども、ある地域においては、自分たちの地域の集会所、公民館にいろんな炊事場とか、トイレもちろもあるわけですけども、そこに風呂場があればいいなという話も聞いたことがあります。そして、その地域の中で、介護予防事業にも該当しますけれども、地域の皆さんをそこでお風呂にも一緒に入れてやりたいと、そういった話をされてるところもございます。ということで、そういったことができれば、風呂も食事も朝食は特にですね、朝食に限らず、ほかの夕食あたりもですけども、そういったことまで、それぞれの地域で、やっぱりやりたいというところがあればですね、何か補助事業あたりがあれば持ってきてでも、モデル的にもやってほしいなということを考えておりますので、風呂に限らず食は特に大切なところでありますので、町全体で1箇所ですとすることは、なかなかそこからどういった形で宅配するのか、そういったことも必要になりますけれども、やはり今、井下議員言われましたとおり、地域の中には野菜あたりもかなりあると思いますので、そういったものも活用いただければ、やっぱりそれがベストじゃないかなと思いますので、そういったことに対しては、町としてもいろんな支援はしていかなければとは思っています。

○議長（酒見 喬君） 6 番議員。

○6 番議員（井下忠俊君） ありがとうございます。あくまで今回は食ということで、朝食ということで絞って言ったわけですけど、今、町長が言われたとおり、お風呂にしても同じです。子どもにしろ高齢者の方にしろ、やっぱり居場所をつくってあげる、そういった環境づくりが、これから大事になってくるんじゃないかと思えますので、ぜひそこは教育課、福祉課、課をまたいででもですね、できるだけそういう方向に取り組んでいってもらえればと思っております。

次、二つ目に入ります。最近こう始まったと聞いております。人事評価制度について尋ねていきます。現在、役場で行われている人事評価のやり方を先ほど言われたんですけども、これは一方的に上司が部下を評価していくというような一方通行の評価になっているわけですかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 先ほど、町長の答弁にありましたように勤務時間内における部下の勤務態度や業績につきまして、日頃から所属長が評価を行っておりまして、その評価結果については、所属長と部下の面談を行い決定されますので、一方的ということではなくて、尊重しながら評価をしているということで考えております。

○議長（酒見 喬君） 6 番議員。

○6 番議員（井下忠俊君） その評価に関しては、先ほど町長から1年間を通じて面接等も含めてということでありましたけれども、これは人を評価する立場としては非常にタフな部分があるんじゃないかと思えますけれども、その評価に手がいつてですね、通常の業務に差し支え等はありませんか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 評価につきましては、通常はですね、記録をとるという作業で、特に気づいたときに記録をとるということです。業務の中の一環として特に支障はございませんし、途中での中間面接と、それから最後の評価面接は各所属長で時間は違うとは思いますが、私で言えば10分から15分、1回ですね一人当たり、短い方もいらっしゃいますが、それを年2回ということで業務を遂行する上で必要なことですので、特に差しさわりのない支えがあるということは考えておりません。

○議長（酒見 喬君） 6 番議員。

○6 番議員（井下忠俊君） 非常に立場的にもつらい仕事じゃないかなと思ってちょっと尋ねたわけですけども、逆に上司が部下からどのように見られて、思われているか、これはわからないと思えますけれども、この辺はどうですかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 管理職につきましては、副町長、それから教育長が評価をされております。それぞれの立場で、全体を通して見ていただいているものと思います。各職員から職務上でどのように見られているかというのは、わからないといえればわからないところですが、職員一人一人考え方も見方も違いがありますので、管理職がしっかりした考えを持って、対応していかなければならないというふうに思っております。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） そこは非常にこう繊細なところですけど、町長におかれましては4年に1回大きい審判がありますから、これはこれでスパンは4年間で長いんですけども、ほかの評価を下す人たちがどのような評価を下されているか、これはある程度わかるようにしてもらえれば、さらなるこの部下の評価に対しても意見として、通っていくんじゃないかと思えますけれども、西日本新聞に今年の10月20日に載ってたんですけども、「財務省は上意下達の組織風土を変革するため部下や同僚にも人事評価に関わる360度評価、この導入を柱とした組織改革の中間報告を公表した」と載ってました。

これはもう皆さんよく御存じだと思いますけれども、文書の改ざん問題においてですね、当時理財局長による事実上の指示が出先機関の財務局まで行き渡って部下が上司に逆らえない。こういった組織の実態が浮き彫りになったことを踏まえて、人事評価の客観性を高めて組織の風通しを良くする狙いで、今はもう民間や中央省庁でも導入の動きが始まっていると書かれております。これは非常に画期的なことだと思いますけれども、このことに対して町は今こういうことが新聞に載ってましたけれども、どんなふうに思われますかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 人事360度評価ということですけども、人事評価の方法は、いろいろあると思いますし、議員が言われた評価方法も検討されているということだと思いますけれども、それがどのような中身を検討なされているのか、また制度自体がどのようなものとなるのか、私自身まだ情報を把握しておりませんので、申し訳ありませんが、どのように思うという部分では、ちょっとよくわからないところでございます。その評価方法の広がりとかですね、制度の導入状況などにつきましては、これから見ていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） 今、自分がここに言った新聞の一例で360度評価を言ったんですけど、これも一つの案だと思います。まだいろんなやり方もあると思いますけれども、これも順次実施し、来年6月をめどに最終報告を取りまとめるというこ

とになっていきますので、まだこれからのことだと思いますので、今どうしてほしいとか、どうするべきだとか、そういうことはもちろん自分も今ここで言うことは毛頭ありません。けれどもですね、これはいろんな評価をする人間が、また評価をされながら切磋琢磨と言うと、ちょっと言葉的におかしいところがあるかもしれないですけども、そういうふうな環境の中で、改革していくのも一つの案じゃなかろうかとは思いますが、ぜひこれはですね、これは全てじゃないけれども、こういう方向である程度取り入れていてもらいたいなとは思っております。今のやり方で、どのような先ほど、町長からの答弁もありますけれど、もう一度聞きますけれど、どのような成果、結果が、この評価制度の陰でありますか。もう1回お願いします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 先ほど、町長が申し上げましたとおり、職員と直接個別に管理職面談いたしますので、事業の確認等、話もできますし、職員自体もそういう機会に業務を振り返ることができるというふうに考えてます。その中で、勤務態度についてだったり、このようにしてほしいとか、そういったお話もできますので、事業の推進と、それから職員の意識改革にはつながっているものと思っております。また、私たちも状況の把握もできますので、いい機会になっているというふうには捉えております。しかし、これも先ほど町長答弁にありましたように、目的の一つであります処遇反映とかですね、そういった面につきましては、現在職員の給与等に反映させてはおりませんので、昇格も含めてですね、反映させてはおりませんので、この実施に向けては取り組んでいかなければいけないというふうに考えているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） ありがとうございます。給与とか、そういった評価とは直接つながらなくても、いろいろ面談があるということで、職員さんのいろんな思いとか、そういうのも聞く機会があるんじゃないかと思って、面談があるということで少し、ああそうなんだと思うところもありますけれども、ほかにですね、セクハラやパワハラに対する内部通報制度とか幹部研修の充実、相談員制度の導入とか、こういったのは今ありますか。それとも検討されておりますか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 内部通報制度ということですけども、うちの町には今はないと思っております。制度の整備につきましても今のところ検討してはおりません。

研修につきましては、職員研修として、去年で言いますと、平成29年度にハラ

メントの研修を行うなど、これまでも行ってきておりますし、今後も開催される、また外部の研修等にも参加するなど対応していきたいというふうに考えております。

相談員につきましては、総務課職員2名を相談窓口として設けてはおりますが、その他外部の活用については、今のところ考えてはおりません。ただ、これから必要になるかもしれないかなというふうには思っているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。ちょっと待ってください。町長。

○町長（佐藤安彦君） 今セクハラとか、いろんな職員の皆さんが相談しやすい体制ということで、議員のほうからお話がありましたが、去年度から、私のほうもぜひ職員の皆さんとお話をしたいということで、昼休みといたしますか、昼御飯を食べながら、あるいは昼御飯を食べた後にですね、お茶でも飲みながらということで、休憩時間を生かして希望する職員におきましては、個人でも複数でもいいんじゃないかということで、そういった方が希望者に対しては、面談の機会をつくっておりますので、これまでも数件といたしますか、もうかなりですね、最近は少なくなりましたが、かなりの方の相談者というか、そういった相談を受けたことはあります。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） これはいいか悪いかわかりませんが、できるだけ多くの職員さんの意見を聞きながら、それが全て正しい意見かどうかはわかりません。例えば事故にあってもですね、いいか悪いかこれはわからないところもあります。だから全てうのみにする必要はないと思いますけれども、十分話を聞いて、また一人では言えない人もおったら誰か複数でも話が言える状態、聞ける状態の環境を整備していってほしいと思います。

今の人事評価制度の様式を自分たちは結果じゃなくて、どういうふうなことを聞き取りとかいろいろしてますというのを自分たちは知ることはできるんですか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） はい、マニュアルを作成しておりますので、そのマニュアルを知ることはできます。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） ぜひ今度、参考のためにどういうふうなマニュアルか見せてほしいと思います。いろいろな意味でですね、永田町の常識は全て非常識と言われる。南関町がもちろんそうだとは言いませんけれども、例えば上司から見れば一生懸命頑張ってくれている部下は大変よく見えると思いますけれども、そのよく見えている部下が、その次の部下をですね、きつくしかって仕事をさせていると、そういうところまでですければですね、見えるような環境づくりにしてほしいと思います。あくまで一方通行ではないような形でですね。

ちょっと話題は変わりますが、今職員さんの中で長期休暇届を出している方はおられますか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 残念ではございますけれども、います。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） 何名ですかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 現在3名でございます。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） それは怪我、病気、内面的、いろんな理由があると思いますが、その辺は言えなければ言えませんが構いませんけれども、どうでしょうかね、聞けますか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） その点につきましては、プライバシー、個人の情報になりますので、控えさせていただきたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） そうですね。内面に対してどうこう教えてくれとか、そういうことを言うつもりはありませんけれども、この人事評価制度というのは、やっぱりこういうところでなかなか反映されにくいものですかね。全て反映できるといったら、それはちょっと誤解が生じるかもしれませんが、もしいくらかでも反映できるようだったら、先ほどからも言っているように、できればそういうところにも気づくような評価があればと思いますけれども、この3名というのは、少し前に聞いたときも3名でしたけれども、同じ人ですか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 職員自体は違います。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） その今の3名の理由は内容は聞きませんが、大体の把握はできてますか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） はい、届けが出ておりますので、理由等はわかっております。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） 普通の企業、大、中、小いろいろありますけれども、3名が休んで、その3名が復帰しました。その休んだ3名を誰かが代行するわけですよ

ね。やっぱりそこの仕事が、またちょっとハードになると思います。1人が2人分とか2人で3人分とか、そういう形で同じペースじゃないと思います。その人が復帰されたときに、また新たに違う3人が出たと、これは企業で言えば負のスパイラルですね、危ないんじゃないかと思われるような感じがします。企業にもいろいろ今言ったように大、中、小ありますけれどもね、やっぱりこういうことが頻繁に続けば、非常に危ないんじゃないかとちょっと心配になります。

今の人事評価制度が職員さんの能力に応じて、全てとは言いませんけれども、適材適所を進めていって、さらにはですね、より高いところで職務を遂行してもらうためのものか、はたまた職員に対して、お前はだめだというレッテルを貼るためか、これがどうなのかなど、ちょっと疑問に思うところもあります。その点で、今度ちょっと中身を見せてもらいたいなと思ったんですけれどもね、もちろん上司にあたる人のほうは、それはキャリアも経験も豊富です。きちっと指導していかねばいけないと思いますけれども、その指導の仕方も今後大事になってくるんじゃないかと思いますので、いろんな角度からの人事評価ということをちょっと提案したわけです。また逆に部下が何でも上に言って、それが思いどおりになると思うのは、これもまたおかしいです。そういうふうな世間じゃないと思います。だから、できれば風通しのよい環境で仕事ができるように、こういったのを一つの方法として、これをすぐやりなさいとか、やって欲しいとかじゃなくて、これも一つの案として検討してもらえればと思います。いい環境の中でさらに住民サービスの行き届いた仕事をみんながしてもらえるように今後検討をよろしくお願いしたいと思っております。

3番目にいきます。まず一つ目の正規と非正規職員の違いはということで、町長が詳しく説明をしていただいたんですけれども、聞けば聞くほどちょっとわからなくなるぐらい、この辺はあまり踏み込んだら難しいなて思いながら聞いていました。けど、南関町では正規職員と非正規職員のほかにもいろいろ言われましたけども、南関町で言えばですね、一般職である例えば給食調理員さんなどは、南関町では特別職としての任用設定になっているんですかね、一般職だけですか。特別職ではないか、ちょっとその辺を尋ねます。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（赤木二三也君） 給食センターのほうは、一般職の常勤職員という取り扱いになっているかと思います。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） わかりました。非常勤職員は何割ぐらいかということで、20%ぐらいということでしたけれども、これも今年の9月5日の西日本新聞にで

すね、九州の全233の市町のうち50%を超えているところですね、自治体が10に上るといわれています。これはやはり市や町が介護施設とか保育園を所有しているから、やっぱりそういったところで非常勤職員が多くなると、そういうこともちゃんと書き加えてありますけども、今、南関では介護施設も保育園も民間になっています。その中で、この20%という数字はこれはどんなふうに思われますかね。適正だと思われますかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 割合につきましては、以前は町も保育所、それから老人ホームも持っていましたので、割合としては以前は高かったと思いますけども、現在は2割程度ということになっております。この数につきましては、必要とされる職に非常勤職員として必要とされる職に必要な職員として任用したものでありますので、この割合がこの結果だと、必要な分で任用しているものだというふうに思っております。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） やっぱり確かに最近では児童虐待とか生活困窮者の対応とか、自治体に相談の受付を求める法律が増えてきております。さらには財政難という背景もあります。そういったところで非正規職員の任用が増えてもきていると思いますし、個人差もあると思いますけれども、私は、20%前後、20%ですかね、数字はこれは私なりに適正だと思っております。きちんと運営されているんじゃないかなとは思いますが、例えば先ほど聞きましたけど、給食の調理員さん、これは非正規職員さんという枠でよかったですよね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 一般の非常勤職員ということになりますので、非正規職員ということでもよろしいかと思えます。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） あとは先ほど答弁にもありましたけれども、専門職とかいろいろな非正規職員さんもおられるということですが、この今聞きましたけれども、全く交通費、期末手当等の非正規職員さんは費用弁償という呼び方になっていますけれども、この費用弁償で期末手当とか交通費は全く出てないんですかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 各種手当、通勤手当ですね、交通費と言いますか、通勤手当、それからボーナスですね、一般的にボーナスと言われる期末勤勉手当といった手当は非常勤職員の方はございません。臨時職員の方もこれはございません。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） 政府は、民間の正社員と、非正規労働者の不合理な格差を解消する同一労働同一賃金を今目指していると書いてあります。それが民間以上に格差が指摘される地方公務員にもですね、これは広げる方針とありますけれども、南関町ではこういった考えは今のところお持ちでしょうか、それともまだ考えてないでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 今、申されました同一労働同一賃金は、正規、非正規労働者の不合理な待遇差の解消を目指すものと理解しているところでございますが、地方公務員、職員は民間企業とは違いまして、地方公務員法に基づきまして、その規定に従い運用をしているということでございます。昨年、その地方公務員法の改正が行われておりまして、その改正によりまして、平成32年度から導入されます会計年度任用職員制度というのが、この非常勤職員等の待遇改善、適正な任用等の確保を図ることなどを目的にして導入されるというような制度だと思っております。町でもこの制度の施行に向けまして、今取り掛かり始めたばかりでございまして、これから具体的に検討をしていくということになってくると思っております。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） 今言われた会計年度任用職員ですね、これは例えば今の南関町の非常勤職員は、この枠に当てはまるわけですかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 今、その辺の分類といいますか、分ける作業も含めて、これからしていくということになります。先ほど言われました給食の調理員の方、調理師ですね、方などは現在の業務から考えますと会計年度任用職員に当たるというふうに考えております。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） 最初のほうで聞きました特別職としての任用設定ではなっていないということでしたけれども、特別職としては改正法ですね、今課長が言われた地方公務員の改正法によったら、特別職としては任用できなくなると、調理員さんさんに関しては、非常勤職員に関してはできなくなるというふうに載ってましたので、これは会計年度任用職員としての任用という形に切り替えていくということではないんですかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 今それを進めているところでございまして、検討しているところです。現在の業務から考えると、今の調理師、調理員の方の業務は会計年度任用職員に当たるものというところで考えております。

○議長（酒見 喬君） 6 番議員。

○6 番議員（井下忠俊君） 会計年度任用職員として期末手当とか各種手当は、今後検討されていける環境になるということですかね。今するんじゃないなくても、そういう方向でいっているということで理解してよかですかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） はい。待遇等につきましても来年度にかけてですね、条例や関係例規の整備などをしていくことになります。どのような手当をするのかというようなところも、これから検討していくことになりますので、平成32年4月の移行を踏まえて現在支給されていない手当等につきましても検討をしていくということになってまいります。

○議長（酒見 喬君） 6 番議員。

○6 番議員（井下忠俊君） ぜひそこは検討して行ってほしいと思います。まだあとここ1、2年先の話ではありますけれども、準備はやっていってもらえればと思っております。

ちょっと話は変わりますけれども、ここ最近でも構いませんけれども、防災無線等で、臨時もしくは非正規職員の募集があった場合ですね、その募集に対しての応募は何割ぐらい、例えば10公募をかけたら10募集があるとか、その割合はどんなふうになってますか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 非常勤職員の募集については、それぞれの課、所属のほうで行っておりますので、全てを把握しているわけではありませんけど、先日給食センターの調理員の募集が1名あっておりましたが、それは1名の応募だったというふうに聞いております。それから私が以前所属しておりました福祉課のほうは、地域包括支援センターの非常勤職員を募集しておりますが、それが今年の12月から始めて、ここ1年間応募はないという状況で実際知っているのは、その2件ですかね、こういう状況です。

○議長（酒見 喬君） 6 番議員。

○6 番議員（井下忠俊君） 包括のほうは専門職あたりで資格とかが有するか有しないかで変わってくると思いますけれども、なかなか採用が決まらなくて長く募集をかけ続けてあるところもあると思います。私たちがよく聞くのは、やはり給料です。

「通勤手当もなくて、何年勤めても同じだから」という声も聞きますし、何年か続けて仕事をされてきている方から、昨日今日入った方と何も変わらないで、これだったら技能の違いもそこにはあると思いますけれども、何より本人のモチベーションにも関わってくると思います。非正規職員の平均年収が約200万円ぐらいと今

されてますし、正規職員さんの3分の1以下とする試算も出されております。これを機にですね、先ほど会計年度任用職員の方向でいってあるということでしたから検討していってもらえたらと思うというようなことも書いてましたけれども、これはもう省きます。

ちなみに隣の和木町では、交通費だけは今も支給されております。条例の変更がもしあれば可能かと思えますけれども、これ改正法の施行にもあると思えますけれども、一生懸命働いておられる方がほとんどだと思います。正規職員さんの給与に関する条例の一部改正についてはですね、過去、私が議員をさせてもらっている2期8年間で何度かありました。けれども、非正規職員さんについては、これはどうですかね。何回か条例の改正とかありましたかね。自分が知らないだけかもしれないんですけど、それをちょっと教えてもらっていいですか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 臨時職員の方と非常勤職員の方の賃金、あるいは報酬につきましては規則で定めておりますので、条例という形では議会のほうに上程されたことはもちろんありませんけれども、私の記憶が確かであれば、最低賃金の見直しですね、最低賃金が見直されているとき、それに適応してない分、それは今年もだったんですが、それについては最低賃金を上回る改正が行われております。全体的な見直しにつきましては、最近たぶんなされていないのではないかというふうに思います。私が、これもですけど、先ほど言いました以前福祉課のほうにありましたので、非常勤職員の方いらっしゃいましたが、その方の報酬が変わったここ何年かですね、変わった記憶はございませんので、全体的な見直しは最近なされていないというふうに思います。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（井下忠俊君） 条例改正じゃないということでしたけれども、これもですね、同じ仕事をされているわけですから、逆にそんな給料が高くなっても税金の面で困るからという方も逆におられると思います。そこは家庭の問題ですから、採用するときの面接等で話し合いをされてもいいと思いますけれども、ある程度のことは組み込んでもらってもいいんじゃないかとは思っております。ぜひ改正法の施行日に向けて南関町も、そういうふうに取り組んでいってもらえたらと思います。

まとめに入ります。最近の子ども食堂についてはですね、少しずつ大きくなっている話題です。皆さんがいつも言われるように子どもは町の宝です。また、それと同時に高齢者の方たちは、今まで南関町に貢献されてこられた功労者です。それぞれの立場の人が安心して過ごしていけるよう、これからの課題として捉えてもらいたいと思っております。

また、人事評価制度と非正規職員さんについても、これもやはり同じ行政の仕事に携わっておられるわけですから、正当な評価、またそれに見合った対価についてこれからの課題として捉えていてもらいたいと思います。この問題はですね、ここでどうのこうの言うて決着できるものでもありません。まだ法律の改正にも先です。そういうことを踏まえてですね、この問題はまだまだスタートだと思っておりますので、折があれば、ここについても進捗状況などを質問させてもらえたらと思っております。ぜひ今後もよろしく願いいたします。これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（酒見 喬君） 続いて、5番議員の質問を許します。

5番議員。

○5番議員（杉村博明君） 皆さん、こんにちは。

私から今回2点の質問をしたいと思っております。

まず最初に、鳥獣被害対策についてということですが、主にイノシシの被害対策ということで御承知願いたいと思います。

2点目、グローバル化に対応した各種看板、案内版等の設置状況についてということで2点質問をいたします。

まず、最初に近年イノシシによる被害が急増しているが、被害対策を町はどのように考えているかを問う、本腰を入れて早急に取り組むべき事案と思うが、本年度と比べ来年度の予算増額の予定などはあるかということ伺います。また、南関町だけではなく、この問題は近隣の市、町との連携として広域的な問題だと思っております。町が率先して対策協議会を立ち上げることはできないかということでお尋ねをいたします。

グローバル化に対応した各種看板、案内板等の設置状況についてですが、この国際化に今なっておる時代であります。町の英語等による表示板、また看板等の設置はされているか、また新庁舎建設に伴う庁舎内表示に英語等の表示計画はあるのかを伺います。

このあとの質問については、自席について行いますので、よろしく願いします。

○議長（酒見 喬君） 5番議員の答弁の番ですけれども、ここで10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時58分

再開 午後2時08分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

5番議員の質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 5番、杉村議員の鳥獣被害対策についての御質問にお答えいたします。近年イノシシによる被害が急増しているが、被害対策を町はどのように考えているかを問う、本腰を入れて早急に取り組むべき事案だと思うが、本年度と比べ来年度予算額の予定はあるか伺う、また南関町だけの問題ではなく近隣の市町との連携として広域的な問題であるため、町が率先して対策協議会を立ち上げることはできないだろうか伺うとの質問にお答えいたします。

先般11月に町内4地区において町政懇談会を開催いたしました。全地区においてイノシシの問題についての御意見、御質問をいただいております。今年イノシシの被害や出沒報告が多数あつているところです。また、捕獲頭数としては毎年平均300頭を超す数の捕獲を行っていますが、11月末時点では前年同期に比べても上回っている状況で、猟友会の捕獲隊の方々も懸命に捕獲活動に取り組んでおられます。杉村議員の御指摘のとおり、こういった状態などからも鳥獣被害対策につきましても、町としても最重要課題として取り組んでいく必要があると認識しているところです。対策としましては、現在行っている捕獲、防護対策はもとより住民の皆さんへの啓発活動や集落での取り組み、また動物には国境がありませんので、近隣市町を含めた広域的活動など総合的な取り組みとして引き続き行っていくことが重要だと考えております。

来年度の予算につきましては、捕獲隊員の増加が見込めることもあり、捕獲用の罠の購入費、今年度予算が不足しました防護柵設置補助は増額も含めて検討しておりますので、厳しい財政状況の中ではありますが、提案させていただきたいというふうに思います。

協議会の立ち上げについてですが、現在玉名地域広域鳥獣被害防止対策連絡協議会や有明定住自立圏、玉名定住自立圏の作業部会において被害や捕獲状況等の情報交換を行っており、今年の玉名地域定住自立圏の農林水産部会の中でも合同捕獲の実施に向けて協議を進めているところですが、実施までには至っていない現状であります。このような枠組みにより協議を進めておりますが、今のところ南関町が率先して対策協議会を立ち上げる考えはありませんが、各市町におきましても同様の課題があることと認識しておりますので、重点的に取り組むべき課題として今後の会議等において様々な情報交換を行い、有効な対策の実施に向け協議を進めていくこととしております。

次に、グローバル化に対応した各種看板、案内板等の設置状況についてグローバル化に伴う町の英語等による表示看板等は設置されているか、また新庁舎建設に伴う庁舎内表示に英語等の表示計画はあるのか伺うについてお答えいたします。

町内の外国語表示看板の設置状況につきましては、平成26年度地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生先行型を活用しまして、海外からの観光客に対応した観光案内の強化を行う目的で、日本語、英語、韓国語、中国語の4カ国語看板を設置しております。設置場所としましては、豊前街道南関御茶屋跡と南関城跡、古小代の里公園の3カ所に設置しております。また東部小岱山線が供用を開始しました平成24年度以降に県道からの進入部分に焼き物のモニュメントを設置しましたが、その2カ所に玉名市までの距離や窯元の紹介等、こちらも4カ国語表示板を設置しております。

次に、庁舎等建設に伴う庁舎内表示に英語等の表示計画はあるのかにつきましては、現在実施設計を行っておりますが、基本設計時点から英語の表示計画は行っていないのが現状であります。

最後に御質問の主旨からはずれのかもしれませんが、英語、韓国語、中国語の3カ国版の観光パンフレットは町で既に作成してありまして、役場や外国からの来訪者が多い御茶屋跡、ホテルセキア等に設置しております。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。また、詳細につきましては担当課長よりお答えします。

○議長（酒見 喬君） ほかにありませんか。

それでは、5番議員再質問してください。

5番議員。

○5番議員（杉村博明君） 今、町長のほうから答弁いただきましたが、鳥獣被害対策について、このつい最近広島市内、福岡市内ですね、そういったところにも出沒して大変ニュースでも取り上げられております。あんな都会でもイノシシが出てくるような時代になりました。南関町においてもイノシシの被害が、ここ1、2年特にひどくなってきております。これは対策が追いつかない状況がっております。ここで今までどおりの対策をしていったら間に合わないんですよ。もう実際間に合わないからですね、こういったのをほかの町と、ここに質問しましたように広域的な問題です。イノシシに境はないんですよ。県境とか隣の町との境はないんです。出入りをします。お互い南関に来たり、和水町に来たりとか、大牟田に行ったり、南関に入ってきたりとかイノシシはします。そういった状況であってですね、これを大牟田、みやま市、そういったところも話し合いをもって、同じ状況なんですよ。イノシシの被害状況があっているということで、皆さん、同じようにどがんかならんどかということでは話はあるんですけど、その一歩、二歩先にその話が進まないんですよ。だからこうやって質問をしてるんです。南関町がですね、本当にイノシシが多くなってですね、大変農家の方も迷惑されております。こういった

状況で南関町が率先して、していかないと南関町のイノシシの状況は本当追い付かない状況でありますから、こちら辺は町長がしっかりと見極めて南関町が先頭になってこうしましょう、ああしましょうというぐらいの話を持って行って広域的な協議会、そういった状況で、持っていかないとだめと思うんですよ。ただ協議会があるからと玉名と話を、話をどしこしてもですね、何も先に進まないといけないんですよイノシシは増えるばかりです。だからこういった猟友会の方も一生懸命されてますけど、追いつかないんですよ。実際一生懸命されててもイノシシの数のほうが増えてるんですから、こういった状況が熊本県内でも今年度ですかね、被害総額4億8,000万ですか、それぐらいの被害がでております。でもこの被害額は実際あがった金額なんです、被害額なんです。農家の方もイノシシが入って、荒らされて被害受けてもあげてないところもたくさんあると思います。だからもっと大きな額が出てきております。そういった状況でありますので、こういった状況を南関町のほうから他の市、町に発信してどうにかしましょうということで、もっと積極的に取り組んでもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 南関町のほうから積極的な動きをとということでありますけれども、それぞれの有明圏域、玉名圏域でもそういった話は詳しくしております、南関町が積極的に動くということは私も全然問題ないと思っておりますけれども、やはりそれぞれの市町が同じような考え方をもちながら協議会の中で、こういった形の一番ふさわしい対策があるのかということも考えながらしていくことが重要でありますので、先ほども申しましたとおり、最重要案件とそういったことにふさわしい対策していく必要があると思っておりますので、やはりしっかりとした協議をした中で対策を進めていくべきであるかと思っております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） それでは、その対策協議会を町が、ほかの市町あたりにですね、話をもって行ってつくしましょうという、そういった町長の意見はないでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 協議をすることはもちろん必要であると思っておりますけれども、南関町が対策協議会を率先と言いますか、同じ立場で私はつくるべきだと思っております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） 立場はどこでも一緒なんですよ。でも、その協議会の中で話ばかりされて、実際行動が伴わないんですよ、行動がですね。こういった捕

獲しようとか、そういった捕獲方法も広範囲で対策を練らないと、この町は捕獲器、罾をつけるとか、こっちはネットを張るとか、そういった電気柵をするとか、それじゃもう追いつかない状況なんですよ。だから広域的に閉じ込めるとか、そういった状況でも話し合って、どうしましょうかということを南関町だけで話よったってできない問題なんですよ、これはですね。イノシシもそういった話をしているだけで先に進まない。イノシシは先ほども言いましたように、だんだんと増えてくるばかりです。これが今までずっと増えてきた状況であってですね、対策が追いついてない。だからイノシシの被害が増えて何億という被害状況が生まれてきているんです。南関町も特に山あり谷あり、そういった所があります。農地も荒れてきます。そういったところが増えれば、またイノシシの住みかとかになってだんだんと増えてくるばかりです。最近も今まで来てなかった所の田畑、そういった所にも被害が出てきております。また町道辺りにもイノシシが出てきて、イノシシは逃げないんですよ。逆に向かってくるような状況です。そういった危険、通勤、通学、そういったところにも事故あたりがあったら、どうしても町道であったら町のほうに責任を問われる状況になってきます。そういった状況を防ぐためにも率先して本腰を入れて、さっきから言いますように本腰を入れて、南関町が積極的にほかの町と話し合ってますね、対策じゃなくて、こうしましょうと一つの例と言えませんが、これは例ですよ。私から思ってるのは消防団とか、そういった年に1回、2回参加してもらって、消防団だけじゃなくて農家の方も一緒にみんなで協力しあって、そして広範囲に追い込んだりとか、そういった方法もあるかと思います。そういったのをこういった場で言わないと、なかなか進まないじゃないですか。捕獲器を増やしますよ電気柵をしますよ、あとあとですね、管理は電気柵をしたら草刈り、今の時期は草は生えないからいいですよ。でも農繁期になれば梅雨時期になれば夏そういった時期になれば草が伸びてきます。電気柵も設置してるけど草が伸びて管理がなかなか難しくなります。それと高齢化されて、農地はあるけど管理ができない。そういった状況も出てきておりますので、なかなか電気柵をされても、そこからまた入ってくるとか、管理しないとだめなんですよ。ただ設置したからといってですね、ほったらかしてしたらなかなかイノシシも頭がいいから、頭のほうから入らなくて、けつのほうから入ったりとか感電しないと。そういった状況も話には聞きます。だからそういった状況じゃなくても、いろんな方法を模索して検討してもらいたいと思うんですよ。そういったのをただ思って協議会をただつくるんじゃないで、実際行動までいくような行動するような協議会をつくってほしいと私は言ってるんです。そういった協議会を南関町はつくる思いはないですか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 何度も申しますが、協議会は必要であると思っておりますし、これから取り組むべき事業でありますので、当然そういった動きはしていくべきだとは思っておりますけれども、どういった目的でどういったことをするかという、そういったはっきりした目的、そして効果等も見えるようなものにしていかなければ意味はありませんので、そういったものをしっかりとつくりあげながら、そういったものはつくっていくべきだと思っております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） 目的はもうはっきりしていますよね、駆除対策。だから、それをいかにスピードアップして取り組むか、そういったのを私は言ってるんですよ。だから先ほど申しましたように境はないんですよ、ほかの町とですね。だから、そういったところをどうするのか、どうやってするのか。また、こういった補助がありますからとか、そういった先進地視察をしても、なかなかその先が進まない状況が今なんですよ。それわかるでしょ。私が言ってることわかりますか。だから、そこの先を南関町が先にしてですね、他の町村と一緒に協力しあっていきたいと思いますという広域的な取り組みをしてもらいたいと思ってるんです。だから、その中は、もうイノシシをどうやって駆除するか猟友会に任せっきりじゃなくて、町が積極的にしないと、猟友会がいらっしゃるから、また猟友会の人数が増えるよりもイノシシの数のほうが増えるから、なかなかこれは減らないんですよ。そこをどうにかしないといけないと思っております。だから積極的に南関町が、なぜできないかということを私は言いたいんです。どうですか町長、副町長。副町長にちょっと。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 何も町が積極的にしてないわけじゃないんですけれども、行政が全てをすべきという議員の御指摘ですけども、私はそれに限らないと思っております。この新聞は見られましたでしょうか。これは日本農業新聞ですけども、これですね、11月23日金曜日に発行された分です。このイノシシの成果をあげておられるところの記事が4件載っております。というのは、行政もいろんなお手伝いをしておりますけれども、いろんな罟とかも含めて地域の皆さんが、その地域を一斉にやろうということで動きをとられています。そういった地域、行政じゃなくて地域の皆さんが動いてしたところが全部成功したということで4例あがっています。ということですので、行政は行政のお手伝いをしますけれども、やはり議員も含めて地域の皆さんが一つの地域を守るという、農業を守る、その地域を守るという、そういった動きをしないとこれは行政の協議会だけではできませんので、そういったところも含めて、いろんな検討をしながら協議会は進めるべきだと思います。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） そう地域、地域と言われてもなかなか進まないんですよ。だから積極的に町がそういった地域に入って行って、こうしましょう、ああしましょうということ言うのが町であって、地域がどうのこうのじゃないんですよ、それは。町が積極的に加担して、こうやっていきましょう、こうやって捕獲しましょうとか言わないとなかなか動かない状況が今なんですよ。それをやってもらいたいというのを私は言ってるんです。だから積極的に町が関わらないとなかなか地域が動かない。地区の人もですね、なかなか思っても動かせないんですよ。町が積極的に入ってこないと、こういった補償がありますとかですね。こういったことがあります、ほかの町はこうやってますという情報も流さないと、なかなか今までの南関町の状況じゃ、対策がそこまでされてないところがほとんどだと思います。だから増えてきてるんですよ。ほかの町も一緒です。特別に本当にイノシシで困ってらっしゃるところは、そういった先進地、熊本県内にもあります、あさぎり町とかいろんなどころ、天草のほうとかも特に球磨のほうはあるんですけど、こういった玉名管内とか、こういったところはまだないでしょう。そういったのをですね、積極的に南関町がこうしたらいかがですかと。それとあと情報交換ですね、ほかの町との情報交換、さっき言われましたように玉名地域とか有明定住自立圏、そういったところでも話はあってるんでしょう。あってるけどそこでストップしてるでしょう、話は。だから、そこから先の一步を南関町にお願いしますと、こうやってしましようということをはほかの町に話を持って行ってつくり上げていかないとできないと思うんですよ、そこを聞きたいんです。いかがですか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 先ほどから何度も申しておりますけども、積極的に積極的にと言われますが、実際のそういったいろんな、基本的には、こういった形で進めるかということまずはこちらも検討して、いろんなことをつくり上げるべきでありまして、それをほかの市町村に持っていく前に、そこら辺がまだできてない部分がありますので、まずはそちらのほう取り組んで、そしてほかの市町村と連携を図りながら進めていく、そういったことで進めたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） 今、取り組むと言われましたね、積極的に取り組んでもらいたいと思います。じゃないとイノシシのほうが増えて今困っている状況なんですよ。だから積極的に誰がするのか、具体的に今から検討、検討もいつまでも検討したっちゃだめなんですよ。だから積極的に短時間で、そういったことをして、行動に移すほうを早くしないとだめと思っております。副町長も今回まだ答弁されておられませんので、副町長の御意見も聞きたいと思います。お願いします。

○議長（酒見 喬君） 副町長。

○副町長（雪野栄二君） ただいま杉村議員の御質問に対して、町長も申しましたように玉名圏域、有明広域のほうで協議なされ、予算もそれなりに大牟田のほう特にみやまです。南関とみやまが数的には一番多うございます。その中で行政のほうは一応予算化、それから町長が言いましたように地域、現場のほうは、やっぱり協議会の皆さんが活動してもらって、行政で踏み込んでいくところはいつてますけれども、予算面です、対応については今から取り組むということでございますので、そういうことで御理解を願いたいと思います。お願いします。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（東田彰夫君） 今、杉村議員のほうから、いろいろ積極的に取り組む必要があるということでいただいております、執行部としましても、それは重々認識をしているということであります。町長も先ほどから答えられておりますとおり、いま広域のほうで3団体で検討をしておりますけれども、南関町として、これから検討内容として、いろいろ意見を出していつて、積極的に進めていきたいと思っております。

それから、地域住民というお話が先ほどから出ておりますけれども、まずは、いろんな取り組みが必要だと思います。まずは住民の方に鳥獣対策に対して、いろんな認識をもつていただいて、例えば放置している作物とか生ごみ、それからせっかく防護柵をされておりますけれども、防護柵の外に、例えばみかんとか捨てることによって知らず知らずに餌付けをしているような状態でもあります。それと自衛意識の醸成を図りまして、住民、皆さんも一緒になって取り組んでいただければと思っております。先般の11月号の「広報なんかん」にも、そういった周知もしておりますので、これからそういった形で、どんどん住民の皆さんに情報を出していきたいと思っております。

それから、もう1点、熊本県の事業としまして餌付けストップ対策事業というのがございます。これは地域ぐるみで鳥獣対策に取り組むというような事業でございます、これは補助も受けられることができます。今年度、米田地区に集落営農組織ができましたけれども、そちらのほうをですね、今この餌付けストップ対策に取り組むように進めておりますので、こちらのほうで、これに取り組んでいただくことによって、またモデル地区として、どんどんとほかの地区にも進めていきたいと思っております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） 今、課長のほうから話がありましたように、それはもう知っております。餌付けですね、みかん等類を捨てられたり、そこにイノシシが来て

荒らしたりとか、そういったことをするから、それはもうやめてくださいということで皆さんに周知しているということ。そういったのは知っております。

また電気柵等の補助があるということも知っておりますけど、なかなか電気柵をしても頭数が減らない、またピンクのテープのよく最近見ますよね、そういったのも、なかなかイノシシも知恵があつて、だんだんとそのテープなんかも見ても驚かない、また入ってくる、そういった状況になってきております。人間との知恵比べじゃありませんけど、イノシシもだんだんとそういったのには慣れてきております。それと一番心配されるのが、先ほど申しましたように通学时、今の時期は、日が暮れるのが早いですから、特に中学生あたりが下校時とか危ないんですよ。襲ってきます。人を見てから逃げないんですよ。私も何回か見たことがあります。道を横断するんですよ、見たら見たでこっちに、逃げればいいのに近寄ってくるそういった状況が出てきます。イノシシだからですね、小さいのはこちらもどうにかされるんですけど、ほんと親、80キロ、100キロ近くあるかと思えますけど、そんなの見たら立ち向かおうとは思いません。逃げるので必死です。また車もですね、ぶつけられたら、これこそイノシシに請求はされませんので、どうしても泣き寝入りをしなくちゃなりません。子どもも自転車通学されたら非常に危ないんですよ、イノシシあたり最近ですね、町道、人がいないところ、暗いところ、杉山の中から出てきたりとか、やぶから出てきたりとかしますからね、そういった状況が、もしそういった被害が今まだ出てないからいいんですけど、いつあるかわかりません。今の状況ではですね、本当この農地がだんだんと荒廃してくるのが増えてきておりますので、そういった状況の中でイノシシは、いい格好の住みかとなって、子どももだんだんと増えて、それがまた子どもが親になって、また5頭生まれたり5頭、昔は1頭ぐらいしか育たなかったのが、5頭全部生まれたり全部、その子どもが今育って親になって、それからまた増えるということで、もう全然手つけられない状況です。先ほど言いましたように都会でも出るような状況です。都会では海を渡って来ている、泳いで来ているという、そういった状況ですよ。だから南関は結構、イノシシにすればいい住みかになってるんですよ、山あり谷ありで人が入らない。昔はですね、山の中にも、たきもんだとか、そういった取りに行かれたり、今は子どもも行かない大人も行かない状況が増えている、荒れてる、そういった状況の中でイノシシはですね。今度はイノシシが増えれば餌がなくなるから、民家の方に近寄ってくる。また危害を与えるという状況が生まれてきております。よくニュースでもイノシシ被害が最近多く見られるようになりました。昔はそんなテレビで見たことなかったんですけど、そういったのも積極的にどうにか検討されると言われましたので、検討も早く、そして来年予算を増額してくださいということで、じゃな

いんですけど、しますかということで問い合わせたんですけど、そういったのも去年からすれば電気柵とか捕獲器ですか、そういったのも増やして検討されている状況と伺いましたが、そういったのも必要です。そういったのも必要ですけど、近隣とのもっと積極的な話し合いをしてですね、どうしましょうこうしましょうというのをしていかないと、今度ほかがあったら南関町はそっちのほうに視察に行くばかりじゃないですか。視察に南関町にほかから来られるような先進地になってもらいたいと思うんですよ。対策を南関町はこうやってしてるんだと、町あげてしてるんだと、住民一丸となってしてるんだと。そういった状況をですね、していかないと、こういったのに金を使って不用額を減らす、そういった状況をつくってもらいたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 必要な施策につきましては、もちろん予算は付けるべきだと思っておりますし、このイノシシ対策についても来年度当初予算からそういった計上はしようかと思っております。ただ、いま議員が言われました不用額との関係は全くございますので、そこは勘違いがないようにしていただきたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） 不用額が関係ないと言われましたけど、不用額が多いけど、こういったのには予算をなかなか付けないからそういった話をしたんですよ。不用額とは関係ないとはわかってるんです。そういったのを一つ一つ取り上げて言われるべきじゃないんですよ。だったらですね、不用額を減らしなさい。いかがですか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 不用額につきましては、予算上、最後は3月の補正ということになりますが、執行を見込んで予算を立てて、その執行の残が残って不用が出てまいつているものです。この不用額につきましては、ゼロにするというのがいいというものではないというふうに私は思っております。適正な、ある程度の不用額が残り、それをもとに、また次年度の予算に活用がされていくものだと思っておりますので、不用額がどれほどの額が適正かというのは、いろいろ議論はあるかと思えますけれども、うちの南関町の前回の平成29年度決算におきましても不用額がそれほど多いとは思っておりませんでしたので、ほかの近隣のところもお聞きいたしました。和水町だったですかね、お答えしたと思えますけれども、近隣と比べてもうちの不用額が特に多いとか、そういうふうには認識しておりません。ただ適正な執行がなされるようにきちんと執行をみていかなければならないというところでお答えしたかと思えます。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（杉村博明君） 不用額に対しては、また新たに今度は質問したいと思えます。話は元に戻りますけど、このイノシシに有害鳥獣被害対策ということであげておりますけども、主に今回はイノシシ、カラスもございましたけど、カラスはなかなか最近減ったような感じで思っております。一番迷惑しているのはイノシシなんですね。だから農家の方も非常に困っております。積極的に経済課長ですかね、経済課が取り組んで、町長にも予算こういったのがありますからいかがですかということで積極的に予算をあげて、それで検討されていって、この重要な南関町のイノシシの対策について積極的に早めに早く取り組んでもらいたいと思っております。よろしくをお願いします。

続きまして、グローバル化に対処した各種看板、案内板等の設置状況について答弁をいただきましたけど、結構見れば、この間、私も荒尾、大牟田方面に出かけたんですけど、下のほうに看板等からでも英語表示をされております。南関も通れば見なかったんですけど、先ほど何かあるような話で答弁されましたけど、もっと増やして行って、もっとわかりやすく、外国人の方が来られたら南関町はわかりやすいんだと、そういった状況をつくっていかないといけませんので、もっと増やして行ってもらいたいと思っております。

新庁舎に対しましても、南関町役場に来たらわかるような、そういったのもそんなに何々課、何々課その下にちょっと入れればいいことであって、また南関町の入り口にですね、設置看板とかつくれると思えますけど、そこの中にも英語標識をちょっと入れるのは、そんなにお金がかかるもんじゃないと思えます。そういったのも対応して行ってもらいたいと思えます。

また、パンフとかは、英語、3カ国語、そういったのはあると今言われましたように、なかなか今日初めてどこに設置してるというのは聞いたわけなんですけど、外国の方が来られたら、そういったパンフも見えるところに提示して積極的に活用してもらいたいと思えます。また、南関町の看板じゃありませんけど、熊本県内の看板、道路標識とかありますよね。新しいものは下に入ってるんですよ、英語標識がですね。そういったのも見ていただきたいと思えます。それと御茶屋跡とかさされてる、どこにされてるんですか、御茶屋跡は、私見たことありませんけど。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 御茶屋跡と南関城跡を大体同じ場所に設置しております。現在御茶屋跡の建物との境に小さい水路がありますけど、駐車場側のほうに設置しております。国指定となった大きな看板がありますけど、御茶屋跡の前に。あれにも英語表記はあったかと思えます。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（杉村博明君） なかなか目につかない英語表示だと思っておりますけど、されてるのを初めて聞きましたけど、今度よく見てみたいと思っております。

あと学校なんかにも入り口とか、そういったところにはされてますか。小学校、中学校、学校あたりの標識には。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 学校の入り口あたりを英語表記というのはしておりません。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（杉村博明君） そういったのも、ちょっと入れたらいいんじゃないかと思っておりますので、今後設置、古くなって新しく変えられる場合とか、そういった入れたらどうかと思っております。よろしくお願いします。

南関町もですね、新庁舎に関しまして、いろんな表示板ができるかと思っておりますけど、そういったところにも積極的にいれてもらいたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） これから設置する案内板等につきましては、議員おっしゃられるとおりに設置することも可能であると思っておりますので、庁舎につきましては、建設委員会等もごさいますので、そちらの中でも、どこに必要かということあたりも検討していただいて、設置すべきところにしていくということで進めたいと思っております。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（杉村博明君） 表示するところは全部につけてもらったが一番いいんですけどですね、また建設委員会も積極的に取り組んでいってもらって、南関町が国際化に遅れないようにしていってもらいたいと思っております。

それでは、まとめたいと思っております。鳥獣被害対策についてと2点、グローバル化に対応した各種看板、案内板等の設置状況についてということで質問しましたけど、私からすれば、イノシシ対策については、まだまだ積極性がもっと積極的な答弁が欲しかったんですけど、検討もされるということですので、南関町がほかの町から遅れないように南関町が率先して、この対策に取り組むんだということ、ほかの市、町に見ていただくような、そういった対策をしていってもらいたいと思っております。予算も十分、去年はちょっと補助金が足らなくなって補正したということもありますので、そういった状況がまた生まれないように、できるだけこの対策費もあげてやってもらいたいと思っております。その辺はよろしくお願いします。また、広域でも、いろんな町長が出ていかれますので、そういったところでも積極的にお互いが話をされて、イノシシ対策はどうされてますかということで情報交換をされて、南

関町はこうやっていきますよという状況をつくって、どうにかしましようかということで南関町が一声先に、ほかの町からこういってしましようとか言われる前に南関町、町長のほうから話をされていったらどうかと私は思いますので、よろしくお願ひします。

あと、表示版についてはいろんなどころに表示されているということで安心しました。でも今後また先ほど言いましたように何回も重複しますが、庁舎内、新庁舎建設に対しましても表示等は十分されていってもらうように私からもお願ひしたいと思ひます。

私から今回の質問は、これで終わりたいと思ひます。

○議長（酒見 喬君） 以上で、5番議員の一般質問は終了しました。

続いて、11番議員の質問を許します。11番議員。

○11番議員（境田敏高君） こんにちは。本日最後の一般質問をします。11番議員の境田です。

今回は先に通告しておりました安心安全の学校生活についてと、生活保護についての2点です。まず、安心安全の学校生活の通学路の安全対策は4年前の3月にも質問をしております。当時は登下校中、児童生徒の列に車が突っ込み、子ども達が命を亡くすなどの痛ましい事故が相次いだため、文科省は通学路の緊急点検を求めました。南関町教育委員会では、各小学校ごとに4、5箇所を限定して報告を求め、15カ所に絞り、対策要望が行われ、早速翌年には4、5カ所の改善と1カ所の工事中が進んでいるとの答弁でした。今でも横断歩道を渡っているにも関わらず、登校中の事故が絶えません。特に最近では高齢者のブレーキとアクセルの踏み違いによる事故も絶えません。子どもを守るためには、常に危険箇所の現状を把握しておかなければなりません。いつどこで起きてもおかしくない交通事故、災害ですが、特に通学路の交通事故が起こる可能性のある箇所また事故が起こりうる可能性がある箇所などの現状はどのようなになっているのか。あれから4年と9カ月経過します。そこで通学路の安全対策の進捗状況を尋ねます。

次に重すぎる通学ランドセル・カバンの現状と課題、対策についてです。最近、小、中学生の登下校時の重すぎるカバンやランドセルが、子どもの成長期に悪影響を与えないか懸念する声があがっています。近年、脱ゆとり教育で学習内容が増え、また見えやすいように教科書の大判化などで持ち物が重くなっているからです。2年後の教科書では、新学習指導でページ数はさらに増えると言われていています。文科省は今年の9月、カバンの重みに配慮するように各教育委員会に通知が出されましたが、負担軽減の取り組みは行われているのか、そこで重すぎる通学ランドセル、カバンの現状と課題対策を尋ねます。

2点目の生活保護についてです。好景気を背景に経済的に困窮する人々が少なくなっているといわれていますが、日本はアメリカ、中国に次ぐ経済大国でありながら、7人に1人が貧困にあえいでいます。以前、子どもの貧困でも言いましたが、近年は子どもの貧困は見えにくくなっています。町長も子どもを持つ親も家庭も経済状況を外見で判断することは困難な状況と答弁されています。そこで南関町に住む住民及び世帯の生活実態は、どのようになっているのか把握しなければなりません。今年の5月では全国で生活保護者は210万3,644人で世帯数163万7,825世帯、保護率は1.6%になっています。近年では、この数字は低下傾向となっております。しかし、この低下現象は貧困が改善したのではなく、生活扶助基準の引き下げ、稼働年齢層の利用者が減少したものと思われまます。また、この中には、生活保護の申請、利用を制限しようとする水際作戦が今も行われていると指摘されています。この水際作戦とは、親族の助けを求めた上で、また仕事を探せばある。もっと就労の努力をなさいと言われ申請を受け付けようとしません。今、南関町も高齢化率が37.8%で、高齢化率が進んでいます。厚生労働省の平成28年度厚生白書では65歳以上の高齢者の5人に1人が生活保護世帯です。この割合は生活保護世帯の5割を超えているデータが示されています。高齢者の保護世帯数が増加し、生活保護世帯の高齢者世帯の9割が単身高齢者です。しかし、一人暮らし高齢者は生活保護水準以下の収入しかないにも関わらず保護を受けようとしていないといわれています。我が町の高齢者の生活、世帯の生活はどのようになっているのでしょうか。生活保護を受けると恥、肩身が狭い、世間体を気にし、申請をためらう人もいます。先ほども言いましたが生活保護水準以下の収入にも関わらず、申請しない世帯もあります。本当にこの人はと思われる人、家族に対しては手を差し伸べるべきです。社会的弱者に目を向けているのか、私たち議員も現状を把握しなければなりません。町は福祉事務所がないからわからないではすみません。町は住民の安全と暮らしを守るために役場はあります。

また憲法25条にも「健康で文化的な最低限の生活の保障の権利」をうたっています。そこで我が町的生活保護の実態と課題の4点を尋ねます。

まず①収入から税、社会保険料などを引いた南関町的生活保護基準以下の所得は幾らか。②我が町的生活保護の利用要件を満たしている人のうち、現実に利用している人が占める割合を捕捉率と言いますが、我が町の捕捉率は何%か。③我が町的生活保護世帯の近年の推移を尋ねます。④今年5年に一度の生活保護の改定が行われましたが、高齢者、多子世帯などの生活保護費の引き下げの影響についてお尋ねします。

この後の質問は自席で行いますので、よろしく申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 11番議員の質問に対する答弁を求めます。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 11番、境田議員の安心安全の学校生活についての御質問につきましては、教育長からお答えいたします。

次に生活保護について、好景気を背景に経済的に困窮する人々が少なくなっていると言われるが、我が町の実態と課題を尋ねるについてお答えいたします。

生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としたものであります。

直接的には、熊本県で決定の判断等をされていますが、町でも事前相談から申請受付と熊本県玉名福祉事務所並びに地域の民生委員の方と協力して適正に対応しているところです。御質問の①町の生活保護基準以下の所得は幾らかにつきましては、基準額はそれぞれの申請者世帯の年齢、収入、世帯員数及び支出額から算出されるため一定の基準があるわけではありませんので、個々のケースで判断されるものと考えております。

次に、②の町の捕捉率は何%かの質問に関しましても、保護世帯として該当可能な正確な数の把握は困難でありますので、この捕捉率についても数字を算出することは困難であります。

次に、③の保護世帯の近年の推移を尋ねるにつきましては、平成28年度が41世帯、平成29年度が同じく41世帯、平成30年11月1日現在では、49世帯となっております。保護世帯に占める一人暮らし高齢者と高齢者を含めた一般世帯の割合が73.5%になっており、今後も高齢者世帯が増えるのではないかと予想されます。

次に、④の高齢者世帯、多子世帯などの生活保護費の引き下げの影響について尋ねるにつきましては、国及び県からの情報によりますと、今年の10月から保護費の見直しによる改定が行われております。詳細を調べたところ今回の引き下げは大都市を中心としたもので、地方の町村に関しましては、ほとんど影響がなく、逆に世帯によっては増えている状況もあるようです。町としましても今後も国の動きを注視しながら、生活保護者の方々への対応を適正に図ってまいりたいと考えております。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。また、詳細については担当課長よりお答えします。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 11番、境田議員の安心安全の学校生活についての御質問

にお答えします。

議員の皆様方にも子どもたちの見守りや早朝からの交通指導等に御尽力いただいていることに心より感謝申し上げます。また、御質問の安心安全の学校生活について学校は子どもの命を預かるところで、通学路を含むその環境づくりには最重要課題として対処する必要があると考えております。

最初の①通学路の安全対策の進捗状況については、毎年、県及び玉名警察署、各小中学校、役場関係課の15名で構成して南関町通学路安全推進会議において検討しており、今年は6月、8月、10月の3回現地調査を含めて実施したところでございます。その第1回の会議では、町全体の通学路、要対策箇所一覧表に示されました43カ所。その中から改善完了の14カ所のほか、改善実施中の17カ所と、まだ対応できていない危険箇所12カ所について、地図やスライド上で状況を確認しながら、本年度合同点検実施箇所を6カ所に絞りこんだところでございます。第2回の会議では、現地調査ということで、危険箇所の現場に立ち、具体的な対応策を協議したところです。関係者それぞれに危険度や早急な対処の必要性について共通理解はできたものと考えております。第3回会議では、先の現地調査を実施した6カ所と、残っています要対策箇所6カ所について、関係者それぞれの立場での対策方法等を出し合うとともに、交通安全プログラム等の公表について協議したところです。なお、今回現地調査を実施した県道荒尾南関線、草村橋前の横断歩道については既に改善されており、関係機関のスピード対処にはとてもありがたいと思っています。

しかし、通学路要対策一覧表の中には、歩道整備等が実施中でも、まだ先に進んでいない箇所も数多くあり、問題点を明らかにしながら引き続き関係機関等との連携を密にしながら改善に努めてまいりたいと考えています。

次に、②の重すぎる通学ランドセル・カバンの現状と課題対策について。まず近年、学習内容の増加に伴い、教科書の拡大化、そして総ページ数が10年前の約1.3倍に増えているほか、道徳や小学校英語など新教科の創設により教科書、教材そのものが増え、その結果として、ランドセル・カバンは確かに重くなっている現状にあります。そのような中で身体の健やかな成長や登下校時の安全確保などに懸念があることから、児童生徒の通学に過度な負担をかけないようにする動きが出ています。このような動きを踏まえた国や県では、本年9月14日付けで、児童生徒の携行品に係る配慮についての依頼文を各市町村教育委員会に出されたところでございます。その依頼文では、教科書や教材等は宿題や予習復習などの家庭での学習課題を適切に課すなど、家庭学習も視野に入れた指導を行う上での重要性を踏まえつつ、具体的な取り組みの工夫例を参考に何を持ち帰らせるか、また何を学校に置く

ことにするか、いわゆる置き勉のあり方を再考することも示されていきました。このことについては、10月の町校長会の中で議題の一つとして協議を行い、各学校での弾力的な対応等をお願いしたところでございます。引き続き子どもたちの携行品の重さや量については、健やかな成長と安全確保という観点からの課題意識のもとで各学校の対応等を注視していきたいと考えています。

以上お答えいたしました。あとの御質問は自席よりお答えさせていただきます。

また、詳細につきましては、課長からお答えいたします。

○議長（酒見 喬君） ほかにございませんか。11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 再質問に移ります。まず通学路の安全対策ですが、国土交通省などですね、登下校時の事故が相次ぎました平成24年に実施しました緊急点検ですかね、あれは確か74万4,483箇所のうち9割は終わったという提示がなされておりました。その後も内閣府により通学安全プログラムに基づいて、いわゆる終わってないところは速やかに対策をして、期間を要するものは応急的な対策を実施するように通知されております。今でも通学路において大型車両の通行が多い車両の速度超過での危険箇所、または必要と思われる場所に横断歩道がなく白線が消えて見えないところ、また歩く幅員が10センチにも満たないところも見受けられます。先ほど教育委員会、通学路の危険箇所の把握をされたそうですが、その中で43カ所対策要望があったと、今はもう6カ所が残ってるということですね。

○教育長（谷口慶志郎君） 12カ所。

○11番議員（境田敏高君） 12カ所ですか。すみません、12カ所が対応できてないことですが、危険箇所にも先ほど教育長が答弁されましたけど、現場に見に行っただと言われておりますけど、そこで12カ所の終わってないところの現場確認されておりますけど、応急的な対策また関係機関ですかね、町道は町がしますけど、国道なんかは国とか、県は県道ですから、そこにちょっと担当がいろいろ所轄がありますけど、そういう関係機関に要望の状況は今どうなってるんですか。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（赤木二三也君） 通学路安全推進会議での危険箇所の現状把握と応急的な対応は先ほど教育長の答弁にありましたけれども、今年度の要望箇所では県道では荒尾南関線の久重の名古瀬浄化センターの入り口から坂本橋付近までの歩道の未設置部分の要望、延長で約320メートルということと、県道玉名八女線、日明から田原までの歩道の未設置部分の整備ということで、延長約500メートルと田原側に横断歩道の設置の要望があがっております。町道では、関町・中央線の松風団地付近から消防署前までの路側帯が消えかかっている部分の引き直しということで、

約230メートルと、それと町道前田・堀池園線の旧南関高校前の用水路のほうが部分の転落防止柵ということで、延長で約50メートルと。それと町道相谷・坂の上線と国道443の交差点、南関三小の前でございすけれども、その飛び出し注意と車両減速の注意喚起の看板の設置があがっております。また通学路で増水の危険箇所が数箇所ございましたけれども、そこについては注意喚起と、そのときの通学路の変更等で対応できるということで学校等と協議を行っているところでございす。この今の5カ所については町のホームページでも掲載をしております。

○議長（酒見 喬君） 質問の番ですが、ここで10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時10分

再開 午後3時19分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問の11番議員の質問の番でしたので、これを続けてください。

11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 先ほど要望が上がると言われましたけど、その中にやっぱり危険箇所がさっきあがったと思いますけど、なんか応急的な結構期間がかかっと思うとですよね、着工するまで。応急的な対策なんかはとっておらるっと思うか、ちょっとお伺いします。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 応急的な対策ということですけど、先ほど説明しております一覧表に示されている中で、まだ実施中の中で、まだ先に進んでない部分あたりについて、今年の会議の中でも早急的な対応といいますか、そういうのをお願いしているところでございす。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい、わかりました。それわかるんですけど、やはり結構前から要望してあるところもあっと思うとですよね。そういうときにはやっぱりいつまでも危険箇所を放置せずに、例えばポール立てるとか、そういう応急処置は今言うただけです。もし、そういうことが長い期間着工までかかるならですね、危険箇所を知らせるような応急的なちょっと処置をしとってください。よろしく願いしときます。

12月になり、もう日が暮れるのが早い時期になりました。大体夕方5時半には暗くなるときもあります。帰りの通学路に街灯が何キロもないところもあります。下校途中ですね、たまたま自転車のライトが切れて誤って転倒し、けがをしたとい

う話を両親から聞きました。私も現場をちょっと見に行っただけですけど、やっぱり約2キロばかり街灯もなくライン、ガードもなかったです。道脇は急になり、畑がその下に点々とありましたが、そこに落ちたら私は重大事故になりかねないんじゃないかと思うて心配しましたが、死亡事故につながらないように、やっぱり早めに対策をとらなければいけないと思いますけど、そういう電気がない街灯がないところで、そうやって事故があったちゅうのは把握されておりますか。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（赤木二三也君） 事故があつて、議員がおっしゃる転倒事故があつたという事自体は残念ながら把握はしていません。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 私もちよつと常に議員はいつも言いますけど、住民の中に溶け込んで、いろんな話聞かんといけませんけど、私がちよつと言つたらですね、そうやって両親のほうから話があつたんですよ。怪我をしたとですね。そこまで内容は詳しく聞かんやつたんですけど、暗い、怖いと。前、杉村議員も言われてましたけど、ほんとに通学路暗いところあります。そういうところはですね、友達が怪我したよとか、たぶん言つとるはずと思うんですけど、やはり教育委員会も学校に行つてですね、話を聞くようにしてください。早めにそういう怪我、大体一度怪我があつたところは事故あつたところは結構起きるとですね、同じ事故が。だからそういうことはやっぱり現場に行くとか聞いたらまた学校に行つて、話をなるべく聞くようにしてください。そこはちよつと言うておきますけど、268号線の井手・山田線です。今度1回夜でも見に行つてください。よろしく願いしときます。

先ほど言いましたが、教育委員会ですね、通学路の危険箇所の把握、対策が必要な危険箇所については、対策を検討するようになっておるので、先ほど言いました応急的な処置をとつたのはここなんです。定期的に先ほど危険箇所は調査されようと思いますが、日々によって、やっぱ危険箇所は新たな危険箇所も発生します。先ほど言いました杉村議員も通学路が暗い危ないと指摘されております。いろんな角度から見聞きして検討から実施へと進めてください。やっぱり教育委員会は子どもを守る義務があります。町もですけど、よくですね、通学路に街灯の設置をというんですね、よく「財政の問題」とよく言われますが、金がないわけではないと私は思っております。町民の方は誰一人子どものための防犯灯を設置することには反対しないはず。元の教育長はですね、教育委員会が全校区を回るわけにはいきませんが、情報はいただきたいと、それで優先順位をつけると議会で答弁されております。本当はですね、私はこういう問題は進んで取り組む事案だと思います。子どもあつての教育委員会です。どうですか、教育長。どういうお考えですか。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 議員御指摘のように、やはり子どもあつての教育委員会という認識でございます。だから情報収集等については、学校に出かけ、あるいはそういう危険箇所に出かけながら早急な対処と申しますか、そういうのを考えていかなければならないと思っております。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） よろしくお申しします。来年度からですね、小学生が増えてきます。これはですね、やっぱり町長の肝いりのですね「住んでよかったプロジェクト」の成果です。登校中はですね、上級生が引率するため集団登校のため事故は少ないですが、下校中は1年生のみで帰ることが多いので事故が多いです。特に交差点内の死亡者数、横断中が43.5%と言われております。これにですね、交差点付近を含めるとですね、8割と言われております。特に小学校1年生はですね、4月は緊張しておりますけど、5月になると緊張がほぐれて4月の倍ぐらいの事故が起きるそうです。小学1年生の歩行中の死傷者数は、やっぱり小学校6年生の8倍と報告されております。我が町も歩いて登校するときは、先ほども言いましたけど、幅員がなくてですね、車道に体が出ながら登校してるところがあるんですよ。以前、歩道率ですかね、歩道率は平成24年9月現で5.5%の答弁でした。そこで歩道率、また横断歩道も先ほど要望もあがってると申しますが、また新たな横断歩道あがっておりますかね。ちょっとお尋ねします。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（赤木二三也君） 横断歩道と停止線等については、多くが道路整備とあわせて整備されているような状況であります。新規に要望があがっているのは、先ほども言いました大牟田植木線の八田付近のほうについては今歩道整備をされておりますので、歩道整備とあわせて新たな整備をする予定と聞いております。

また、本年度は先ほど申し上げました県道の日明・田原間の田原側のほうに横断歩道の設置の要望はあがると申すということで申し上げたところでございます。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 歩道率は、もう町の町道の歩道率はほとんど変わらんですかね。よろしければ町内のですよ、県道でもいいですけど、歩道もよろしくお申しします。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 今お尋ねの歩道率ですけれども、町道に関しての歩道率は算出したしております。6.5%ということで若干上がっているということになります。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 6.5%と言われたんですけど、平成24年のときが5.5%で、1%しか上がっとらんとですよ。やはり子どもは本当に、いつも誰でも言われますけど、町の宝ですよ。やはり歩道率は高めるようにしてください。特にですね、南関町は県道とか国道ありますけど、そういうところはほとんど終わってますけど、やっぱり地域によって全然なってないところもあつたですよ。そういうところは教育委員会のほうでも、今回は通学路に関して質問しておりますので、よろしければ教育長のほうから、教育課のほうから答えてもらいたかつたですよ。特にあげるようにまた要望もお願いしときます。

先ほど言いましたたった1%でちょっとなつて、特に今歩道もありますけど、最近では色付けしてあつてちょっとわかりやすいですけど、今後もずっと町道は色分け全部していくとですかね。町のほうだけよくきれいになつてですよ、コンパクトシティで今度きれいなるかもしれんばつてん、やっぱりこう離れたところもですね、きれいにそういう色付けしてもらいたいと思いますけど、考えはどがんなつとつたですかね。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） 先ほどのお答えの中で若干捕捉させていただきたいんですけども、町道は1級、2級、その他ということでございます。総延長が213キロありますので、その中で1級町道につきましては、歩道整備自体は27.7%、2級で0.2%ですね。その他で4.3%。4.3%のほうが高いていうふうに見えますけども、その中には、やはり路線の格付け上そういうふうになっているところもございまして、御理解いただきたいと思います。1級町道につきましては、27.7%の歩道整備率です。

それから路側帯のカラー化ですね、新しい道とかについては行っている路線も多いと思います。県道もなされたところもございまして。町がこれから外側線等を引きます場合は、そのことも検討しながら進めていく予定といたしているところです。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） そういうときはぜひお願いしときます。今、毎日ですね、子どもの登校時の見守りボランティアの活動している人にですね、ちょっと私も聞きましたが、交差点内でちょっと見守りされてるんですけど、信号が赤になつても毎日毎回変わるたびに信号無視が行われてるそうです。最近はですね、運転しながらの携帯は少なかつたと言われましたけど、本を読みながらの運転、中には化粧しながら運転する人も見受けられるそうです。「横断歩道の信号が青になつても左右確認して渡るように指導してます」ということでした。交通安全週間はですね、

教育課も街頭に出て見守りなどが行われているようですが、ここは危険箇所、ここは危ないなというところに、そういうときに配置されていないような気がするんですよ。名前は出してももういいと思いますけど、皆さん御存じですから、井下議員はですね、子どもの登校時の見守りを続けていって大体もう9年ぐらいなつとですよ。この方もですね、何度も進言しとるはずですよ。危ないところあるなぜ立たんのか。同じところに何人もおるちゅう指摘されております。これは現場に行って指摘された場所も控えてあると思いますから、交通指導、いろいろ安全見守りもしてはいかがですかね。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい、登下校時の子どもたちの見守りのボランティアの活動には大変お世話になっているところです。職員の春と秋の交通安全の街頭指導、御指摘の指導につきましては、今年度は決まった場所への割り当て、そういう感じで配置をしていたところですが、今後危険箇所を含めて柔軟な対応ができるように検討していきたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 運転してるときはあんまり感じないとですよ。そういう危険箇所と言われたところに立ってみると、ほんとに危なかつですよ。先ほど言いました通学通路のですね、10センチにも満たない幅員もあつとですよ。そういうところはですね、やっぱり車が来よるとき体が半分以上出とるけんいつ交通事故巻き込まれるかわからんとこあつとです。そういうところはほとんど立ってなかつですよ。ですから、いろんなボランティアをされる人に、やっぱり直接聞いてもろて、そういうところにも特に出ていくようにしてください。

最近ですね、交通事故も先ほど言いましたけど、自転車事故も耳にします。平成29年の12月から今年2月までの都道府県警察の特別調査ですけど、中学生の損害賠償責任等の加入実施している学校は43.8%です。最近はですね、小学校3年生からの自転車乗車中の事故が、ものすごく増えているそうです。その大半がですね、出会い頭が7割と言われております。5年前ですね、小学5年生の男子生徒が歩行中の女性に追突して、保護者に9,521万円の支払い判決が出ております。小学生もいつ加害者になるかわかりません。

そこで小学校、中学校の自転車保険の加入率はどのようになっていますか。ちょっとお尋ねします。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） お答えします。自転車の加入保険の加入率については学校のほうに尋ねました。その部分については、まだ把握していないということでした。

これは私が現職時代の5年ほど前もですね、そういう学校で、どれくらい入っているかというのは数として把握してなくて、やっぱり大きな事故につながる部分というのも結構ありますので、その加入というのは進めているところでございまして、南関のほうにおきましても、その取り組みというのは行われているという回答でございました。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） お願いします。万が一の蓄えも、やはり講ずる時代に今なっております。もし自分の子どもが、両親に億単位の先ほど九千何百万も言いましたけど、億単位の判決が下されたらですよ、そら子どもの成長ですよ、将来に大きな私は痛手がなりかねないんじゃないかと思っておりますので、指導もよろしく願いしときます。

現在町内には県道5路線、国道1路線が通っております。道路整備、歩道も着々と進んでいますが、行政区とか地域によって事故が多発しているにも関わらずですよ、また通学路なのに歩道も設けられておりません。それもですね、何十年も整備されてないところがあるんですよ。こういうところは先ほど6カ所言われましたけど、ちょっと入ってなかったみたいですけど、そういうところもなんか教育委員会として把握されとりますか。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（赤木二三也君） はい。答弁が重複するかもしれませんが、歩道については、米田～北辺田線の県道大牟田線については、継続中の歩道整備がされてるところでございます。また、同じ県道で井手の三つ角から下りの歩道については、一部歩道がありましたけれども、それが延長になるということで現在四小入り口の家屋が取り壊されているということで、井手山田線からの県道のアプローチと、あとの歩道については、近いうちに整備されるのではないかなということで思っております。

玉名地域振興局のほうにお尋ねした中でも、今言った未着手の区間として玉名八女線、鬼王から八田間がございます。内容を県のほうに問い合わせたところ、公道整備のための測量のほうは、もう既に終わっていると聞いております。本格的な着工が可能となるまで、児童生徒の通行の安全度を向上させるために、実情に即した可能な暫定的な対策は今後検討していきたいということで、なかなかすぐというふうなところのお答えがもらえなかったような感じはいたします。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） もう何十年で要望はあつとるですけど、ほとんど進んどらんです。ただし、ある地域じゃぼんぼん進んでですね、こっちは全然進まんちゅ

う問題ありますので、やっぱりそこんところがなんか、こっちが10したらこっちが2とかですね、そういうこつは要望してもらいたかったですね。通学路は、先ほど言いました県道玉名八女線かな、あそこも測量は終わったって言われましたけど、地元の人ですね、確か2年ぐらい前かな、どがんなとととやろか、すつとやろかて、そう思われておりますから、よろしければ心配されております、例えば区長とか、その辺一応一言でも何か進捗状況ぐらい私は知らせてもらいたかったですよ。そこはよろしく願いしときます。

では、重すぎる通学ランドセルに移ります。先ほど教育長も言われましたけど、近年の教科書の大判化、ページ数が増えて重くなり、また2年後にはまた重くなると言われております。熊本市の調査で小学1年生の持ち物の重さは中平均で4.1キロ、6年生は5.9キロ、中学生1年生は5キロで中学1年より重い結果が出たそうです。小学校で、たまには10キロの持ち物もあったそうです。私も先週小学校3年生の持ち物の重さを1週間調べました。そしたら週平均4.2キロやったです。重いときは5キロやったです。こういう調査は町はされておりますかね。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） まだ実施しておりません。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） やっぱりあるところ教育長もですね、子どもの健康を害する可能性があるなら、対策を考えるのが責任とか言われております。やはり文科省もそういう心配しておりますので、私は早めに調査されたほうがよろしいと思います。私3年前ですかね、小学1年生の女の子がですね、ランドセルが重いため、やっと登校してる状態をみたんですよ。みかねて小学校6年生の男たち二人が協力しながら手助けをしておりました。小学生ながらちゃんとしてると私は感動したんですけど、子どもの成長期は骨も柔らかいので、背骨に大きく影響することがあると言われております。ですから先ほど文科省もそういう通達を出したと思いますけども、アメリカの小児科学会では、通学時の学校に持っていく重さは子どもの体重の10から20%を決して超えないことととこう提言をされております。国内では検証がないため、アメリカの小児科学会の提言を一つの参考にされているところもあるんですけど、日本人とかアメリカ人は体格が違いますけど、町の基準とかはまだ出してなかつたですかね。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 調査もしておりませんし、その基準等も出しておりません。

今、議員御指摘の国の国会でのやり取りの中での資料の中で、今の中身ですか、アメリカの10キロから20キロのそのあたりが妥当な線だろうと、そういう部分で

国のほうは1年生から3年生の調査あたりもしながら、最大9.7キロ最小が5.7キロとか具体的な数字あたりも出されておりますので、ぜひ早い段階で実態調査をしながら適切な重さといいますか、健康を損なうような重さにならないような指導を徹底していきたいとそんな思いでおります。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい、早めをお願いします。私も1週間あればほんとならもっと調べらるつとですよ。私も調査しとかんとちょっと質問でけんもんじゃけんですね、ちょっと調査したんですけど。ほんと重いときはさっき言いました5キロぐらい。ここは女の子やったんですけどね、体重22キロしかなかつですよ。それからいくと2.2キロから一番重くて4キロですよ。もうほんとにオーバーしとつですよ。だけん早めにですね、子どもたちに無理のないように何度も言いますけど、文科省も心配して通達出しとるはずですから、早めに調査お願いしときます。改善策の一つとしてですね、これは熊本市内ばかり言いますが、一定の教材を学校に置いて帰る置き勉強ですかね、先ほど言われましたけど。町も課題の一つとして協議を行ったみたいですけど、どっか各小学校四つ、中学校一つですけど、何か結果報告とかなんかなされてますか。それともう一つよろしければですね、近隣市町村でも取り組み、そういうのが行われておるか御存じかちょっとお伺いします。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 10月の会議を踏まえての具体的な取り組みの報告というのはまだ聞いておりません。近隣の市町村では、荒尾市のほうがやっぱり議会の中で話題になって取り組みの方向性を出されている、検討中といいますか当時は。そういう部分で動きがあつてるといふ情報は持っております。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 持って帰らんとですね、予習復習しないと成績に影響ないかなと心配される両親もおられるそうです。しかし、家で学習するため今日は何を持って帰ろうかなとか自分で判断するため、やっぱ判断力も養われ忘れ物も減つたという報告もあるそうです。ですから早めの対応をとってください。そのあとちょっとあれですけど、中学校、先ほども言いましたが、中学校でですね、今はほとんど自転車通学ですけど、以前、前かごにですね、また後ろの荷載せに重たいものを載せてですね、ふらふらしていく生徒を目にしております。前の教育長にもこう軽くするように指導はしとつたんですけどね、今でも見受けらるつとですよ。本も多くなったかもしれんですけど、振らすとがんにいっぱい持って行ってあつてもんね。特に最近は1年生がそういうのをよく見ます。活かされていないようですが、どうですか、やっぱりですね、交通事故とか、特にですね、今からは路面が凍つた

りなんたりして危なかつたですね。そういうときも、もう一度よろしければですね、安全を守るためにも指導してもらいたかです。どうですか。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 今のお尋ねにつきましても中学生の荷物というのはやっぱり重くなっております。特に自転車通学の子どもさんにとっては、前かごの荷物と後ろカバン等の荷物、それに部活あたりの荷物がありますとバランスをとったりするのがとても難しい状況に陥ると思いますので、大きな事故につながる可能性もございますので、できるだけ早く、もう1回その部分についての協議あたりをして指導をしていきたいというふうに思います。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 何度も言いますけど、子どもは町の宝です。けがをさせないようにですね、すくすく育つためにも早めに指導お願いしときます。

最後ですね、生活保護の質問に移りますけど、この生活保護は町長も言われましたけど、家族構成とか地域で違いますが、やはりもし相談があった場合ですね、二人家族、一人家族で子どもとか、そういう案はつくってあると思いますけど、いかがですか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） はい、生活の収入の基準については、先ほど町長のほうからも答弁ありましたように、世帯によって年齢によって違うわけですけど、一般的な例として、今議員のほうからありましたけれども、例えば70歳の御夫婦の2人世帯の場合が、これは生活扶助の金額で最低生活費になるわけですけど、10万5,000円程度でございます。それから40歳の母と13歳、10歳のひとり親世帯、3人世帯の場合が、これについては母子加算等もありますので、17万円程度が生活最低費ということで、なっている状況でございます。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） どうも。この町全体で、今所得がない世帯なんかあるとですかね。また、最近あの年金をかけてないちゅう人もちょっとちらほら聞きますけど、町も把握されておりますか。2点お伺いします。

○議長（酒見 喬君） 税務住民課長。

○税務住民課長（古澤 平君） 平成30年度の国保世帯のデータからでございますけど、所得なしが438世帯、うち年金世帯が177世帯でございます。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 年金の人が177世帯ですか、わかりました。今生活保

護基準以下、例をあげて言われましたけど、母子家庭というちゃあれですけど、母1人、子ども2人で、17万ぐらいと言われましたけど、我が町のですよ、大体1世帯の平均所得は大体どのくらいかわかりますか。

○議長（酒見 喬君） 税務住民課長。

○税務住民課長（古澤 平君） これは平成29年度分でございますけれども、総所得を12月末の総世帯数で割りまして、約202万円でございます。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい、どうも。よかです、はい。生活保護はですね、先ほど町長も言われましたけど、最低限の生活を保障して、後には自分の力で生活できるようにする支援です。この要件ですよ、要件などはどのようになっておりますかね。例えば田畑、預貯金などある場合は生活保護は利用できないのですかね。できるならばですよ、いくらぐらいまでなら利用できるんですか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 生活保護法では、生活に困窮する者がその利用し得る資産、能力、その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために、活用することを要件としているということであっております。今議員のほうからも御説明ありましたように、利用し得る資産というのは預貯金や有価証券など、能力というものが一般的には働ける能力と、その他あらゆるものというのが、他施策ということで、年金それから各種手当ということになっております。

それから預貯金等についての御質問ですけども、世帯の先ほど二つの例を申しましたけども、世帯の最低生活費のこれは一般的でございます、半分程度までということとされているところでございます。ですので、最低生活費が17万、18万ということの世帯においては、その半分程度ということですので、8万、9万程度になるのかなと思います。これはあくまでも一般的なものでございますので、状況によってはまた違う部分もあるかとは思いますが。

以上でございます。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい、どうも。普通ですね、貯金とか資産持っとくとだめだとか言われることが多いみたいですけど、やはり少しぐらいちゅうか持っとっても、別に本当に困窮しとるんなら申請はでくっとですね、はい。この申請するときですね、先ほど冒頭で言いました親族に援助してもらえないかと、そういうことをよく聞かれるということですけど、この親族の扶養義務ですよ。大体何等親まで義務があつとですかね。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） これも基本的には原則的には一等親、もしくは二等親、二親等ですか。親、子、兄弟、姉妹までが扶養の義務ということで、照会をされるといふ部分があるかと思います。

以上でございます。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい、わかりました。県内ですね、平成28年度平均で生活保護はですね、2万6,384人です。世帯数が約2万。生活保護率も14.8%となっております。これは熊日新聞に載っておりました。11月23日の熊日新聞で、今年9月で生活保護世帯は1万9,000世帯と記載されておりました。最近の我が町の保護率、これはちょっと新聞でわかりませんでしたので、保護率ですね、それとよろしければ、県内で何番目かお尋ねします。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 平成28年度における南関町の保護率の場合は、千分率で表しますけど、5.33%（パーミル）ということで県内では36番目、45市町村あるかと思いますが36番目という状況でございます。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい、どうも。これが保護率がですよ、少なかつか多かつか、こん大体この辺の近辺の市町村はどうなってるですかね。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 玉名4町で、平均で5.3%ですので、ほぼ郡内の同じ状況ということでございます。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 先ほどの無年金世帯ですかね、177と言われましたけど、これに所得がない人を加えると国保世帯で所得がない438世帯ですけど、もっと少ない人もおられると思いますけど、これを超えると非常に厳しい現状が見受けられます。やはり生活保護も本当に苦しいです、生活保護をしたいと思っておる方も、相談したくても口に出せない人がやっぱり私は多かと思っておりますよ。保護率をやっぱり本当にこの人はという人にはですね、保護率を高めるための取り組みとか町は何かやっておるとですかね、ちょっとお尋ねします。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 町としましては、町民の方の状況というのは把握が一番ですので、民生委員の方々などと連携を密にして、状況の把握また民生委員の方を通じての相談体制の充実に図っているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 本当に厳しい人がたくさんおられますので、やっぱりこの人はという人たち、また世帯にはですね、保護率を上げるためにもですね、生活保護に関する相談、申請等はこまめに対応してください。

②の町の捕捉率に移ります。生活保護を受けることができる人の割合を先ほど冒頭言いましたけど、これ捕捉率と言いますが、これドイツで捕捉率は64.6%。スウェーデンでは82%、フランスでは91.6%です。日本では、平成30年5月これは厚生労働省の推計でも出ておりますけど、所得のみの捕捉率は22.9%です。保有している資産を考慮した場合は、43.7%です。そうすると、所得だけ見ても、あとの8割の人にも生活保護を受ける資格はあるということになっとですよね。先ほど預金、自動車、親族の援助をつかむのは難しいかもしれません。これがわからないとですね、捕捉率は計算は難しいです。しかし、こうやって資産では捕捉率は出ておりますので、また収入と試算でも国も出しております。厚生省も早くから計算しております。推計としてもですね、やっぱりまた現状を把握するためにもですね、私は出ないということはなかと思うとですけど、せめて所得だけでも捕捉率を出すようにしとってください。やはり何度も言いますが800世帯も収入がない人ならですね、そら中には蓄えを持っている方もおられるかもしれません。しかし、そういう人がそんなに多いのかな、そらちょっと少なかつじやなかかな、私自身は思っとつとですよね。ですから、捕捉率を少しでも把握するためにも試算でもいいですから、計算を出すようにしてください。

③番の保護世帯の推定、伺います。先ほどは49世帯と言われたですかね。10年前私も一般質問じゃなくて、ちょっと総務課で聞いたんですけど、そのときは21世帯だったです。倍ぐらいなとつとつとですね。先ほど国保世帯が非常に厳しいと言われますが、私も何度か一般質問しましたけど、ほんとに厳しかです。以前ですね、町内の国保所得平均層ですね、所得は平成26年から3年間尋ねました。これ平成26年度の所得が33万以下が800世帯ですよ。計算しますと、月2万7,500円で生活がされるところが800世帯になっとつとつとですよね。平成27年が779世帯、平成28年が774世帯の答弁あったです。平成24年、平成25年は国保加入者の約9割がやっぱりワーキングプアと言われる200万未満でした。国保世帯はそう厳しいものがあります。最近の傾向はどのようになっておりますかね、ちょっとお尋ねします。

○議長（酒見 喬君） 税務住民課長。

○税務住民課長（古澤 平君） 今現在ですけど、33万未満が690世帯。それから100万未満が1,067世帯、それから200万未満が1,431世帯となっております。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） ありがとうございます。あんまり何年か前と3年前とあんまり変わらんとですかね。これだけ200万以下が家族あわせて税金とか払った残りが200万未満が1,431世帯でいうと、やっぱ私は厳しかと思うとですよ。先ほど生活保護のあらまし、これを何か説明があると聞きましたけど、この私も1回生活保護のあらましをちょっと読んだんですけど、そこには「社会福祉事務所や地域の民生委員に相談してください」と書いてあつとですよ。町長は何か役場もちゃんとしよって、対応してる就先ほど冒頭言われましたけど、しおりには書いてなかつたですよ。やっぱほんとに相談したい人はですね、まず言えないときはやっぱりしおりなんか見て帰っていろいろ検討されると思いますけど、町が書いてなかの、あれはなぜかなと思いますけど、今しおりに関しては何か訂正か何かしてあつとですかね。町も一緒に相談してくださいというのは、訂正文あがつりますか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 御指摘の県のほうの福祉事務所、玉名福祉事務所が作成しております「生活保護のあらまし」の中に今申されたような状況、記載でありましたので、県のほうには連絡をして、実際、町のほうも相談には十分体制つくって対応してますので、今後つくる際においては町のほうも記載をしていただくようお願いしたところでございます。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 県に言わなくても、町がもろとる資料に、そこに「町」を加えたらいいんじゃないですか。町は現に対応してるならですね。このいわゆる生活保護のいわゆる説明書、あらましですけど、これは誰でも見えるようなところに置いてあつとですかね。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） はい。福祉課のほうのカウンターのところに設置をしております。また相談等ありましたら、そのあらましをもとに丁寧な説明に心掛けているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 生活保護はですね、これは何度も言いますけど、生活困窮から抜け出し自立した生活を取り戻すまでの国が生活費の不足分を支援する制度です。先ほど言いましたが、本当は相談したくてもたまらない、言えない人が多いはず。誰でも見られるようなところに置いてください。町は住民の安全と暮らしを守るために役場はありますから。最近ですね、町民さんからこんな訴えがあり

ました。「生活が厳しいから保険税を滞納しました、払えません。本当は入院を必要としているんですが、入院費が払えないため退院しなければなりません。死ねというんですか」と話されたのがですね、今もこう耳に残っております。生活保護を申請したいが、私は国民年金をもらっているから申請できないと諦めておられました。今、国民年金は、大体長く満額かけた人で月大体6万5,000円と思いますけど、これから保険等引かれたらですね、3食まともには食べられません。私はもともと厳しい暮らしをしておられる方がいるはずですよ。先ほど所得がない人は、どうして暮らしているのか知る必要があります。あるはずですよ。民生委員さんがいるから社協があるからではなく、町が率先して動くべきですよ。何度も言いますが、町は住民の安全と暮らしを守る義務があります。子どもたちの見守りですね、これも行われておりますが、私はこういう人たちも見守るべきじゃないかと思えます。最悪の事態が起きないためですけど、どうですか。町長。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 町には先ほどから答弁で申し上げましたとおり、社協であるとか民生委員さん、児童委員さん、そして区長さんとか福祉委員さんがおられます。それぞれの立場で仕事もしていただいておりますし、役割も持たれております。そういった方がしっかりとした対応をしていただいておりますけれども、そこに町もですね、やっぱり主体的に加わるべきであって、先ほどのパンフレット一つについても、町が載ってなかったということでもありますので、町も載せるべき、そしていろんな方が町を頼っていただくべきであると思っておりますけれども、現在、町のほうでも社協あたりと連携してケース会議とか、いろんな生活困窮者の方等に対しても担当課は、いろんなところを含めて会議にも出席しております。ということで、それぞれの立場の方たちを助ける意味でも、そういったことは進んでやるべきでありますので、もう一度ですね、そういった町があるべき姿あたりも検討しながら進めてまいりたいと思えます。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい、よろしくお願ひしときます。やはり住民が本当声をあげるように、それを活動してもらいたいです。

最後の高齢者、多産世帯などの生活保護の引き下げの影響ですけど、先ほど5年に一度の見直しやっただですけど、町としては別に影響はないということでしたので、逆に増えてると言われましたので、私も安心しました。私が何年前質問したとき、子どもの貧困ですか6人に1人やっただですけど、今は7人に1人になっております。やっぱり依然として、特にひとり親の貧困率が50%以上超えとつとですよ。貧困は親から子へと、子から孫と連鎖していく可能性があります。今度就学援助です

ね、この貧困対策の根幹の一つですけど、生活保護が私は引き上げられたらですね、非常に子どもたちに影響があるんじゃないかと思いましたが、先ほど何度も言いましたけど、教育長は心配ないということですから、それは安心しましたが、熊本市の教育委員会は経済的に厳しい家庭を対象にした就学援助ですけど、今年春から2倍増額して、3月16日から支給が始まったと聞いております。小学生は2万470円の支給額を4万600円、中学生は2万3,550円を4万7,400円ですね。これは国が平成29年度に改定した基準に合わせてだそうです。入学準備金をあわせてランドセル、制服購入の援助ですけど、4人世帯の収入が、ここは熊本市内ですから、ちょっと大きかですけど、287万円以下の生活保護に準ずる家庭が今倍額して払っているそうです。ここでやはり周辺自治体でも準備金を引き上げているから取り組んだということをやちょっと記事が載っておりましたが、我が町の取り組みはどうなっておりますかね。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（赤木二三也君） はい。要保護と準要保護の認定のほうかなと思いますけど、先ほど議員がおっしゃられたとおり、小学校で平成27年度からで過去3年間で6人に1人ということは変わっておりません。それと支給額のほうも小学校については文科省からの分で、今年度も新入学生小学校については4万600円と中学校については4万7,400円も、これは熊本市と変わっておりません。

認定の基準なんですけども、就学援助の申請があった世帯の部分について、所得が確定するのが6月1日に確定しますので、申請された方の御家族、世帯の生活を一にする家族の全員の所得控除額の金額が基準になります。それをその人数が本来だったら生活保護の扶助になる額と比較して検討をしておるところでございます。それで6月1日の基準でしますので、支給のほうについては7月と12月の授業参観のときに支給するというので、認定基準を定めたところで認定しておりますもんですから、年度の7月と12月というふうな形になっております。以上です。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい、わかりました。ランドセルが4年前の価格が平均4万2,000円で、最近は県内の大手百貨店でよく売れるのがやっぱり6万から7万だそうですよ。先ほども言いました子どもたちの登下校の重いランドセルを言いましたが、保護者も負担が重いですね。カバン買うとにですね。ひとり親の世帯も先ほど言いました貧困率も50%を超えております。入学準備金はですね、先ほど市内は入学前に払っておりますけど、先ほど町内は6月で言われましたけど、やはり本当に厳しい人は入学前がほんとはよかったですよね。申告は大体12月にするからですね、おおまかに言うなら、私はなるだけなら入学前に払うような体制をとっ

てもらいたかです。希望としてですよ、保護者もそがん思とって思うです。そこん
とこよく考えとってください。声があがとるちゆうことですね。私も大にして言
いたかです。

最近、子どもが生活が厳しい世帯に企業から寄附された食品を届けですね、先ほ
ど井下議員は子ども食堂言われましたけど、今度は子ども食卓が東京のほうでも何
かあつとつですよ。今度は佐賀市内でも、ある一般財団法人が全国展開するそう
です。ふるさと納税で寄附を募ってですね。我が町もふるさと応援団がありますけ
ど、それでもこういう支援を進めたらどうですかね、町長。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） ふるさと応援団を活用した、そういった貧困世帯への宅配とい
うことかと思えますけれども、東京のほうでも進められているということで議員お
っしゃいました。佐賀のほうもですね、福祉課長のほうにちょっと確認してみまし
たところ、その団体で進めているということで行政とのつながりは全くないという
ことでしたけど、うちもちょうどふるさと応援団というしっかりした組織がありま
すので、ふるさと納税を今、町のためにも一生懸命動いていただいておりますけれ
ども、現在の使途につきましては、やはり町のいろんな子育て支援とか定住対策、
高齢化対策、そういったものにも使っておりますし、白秋生家の修復整備というこ
とで、今年度分までは多くはそちらのほうに基金化しておりますので、町としまし
ても、その白秋生家の分が終われば、いろんなまた使途については検討もできると
思いますし、ふるさと応援団組織自体で、その事業に取り組みというのは、ちょっ
としっかり今の部分をやられて、そしてまた新たな事業として将来的に検討する
ということであれば、そういったものも含めてよろしいかと思えますけれども、ふる
さと応援団でされることを町がどうこうということはできませんけれども、そうい
った先進地があつて、そういったふるさと納税がうまい具合いくということであれ
ばですね、ぜひ参考にすることは重要であると思えます。

○議長（酒見 喬君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 子ども食堂は、井下議員も言われましたけど、そこに行
くと貧困ちゆう感じでちょっと嫌だという感じがちょっとあるそうですけど、この
食卓はですね、宅配は普通の運送会社に頼むそうです。運送会社に来るから第三者
から見てわからないそうですよ。だから非常にこれから伸びとつとやなかつかとい
う考えもあるそうですけど、本当に何度も言いました特に南関は、私は本当に厳しか
て思うとですね、子どもさんは。そういうところに私はやっぱり手を差し伸べるた
めにも、せつかくありますので、よかならアドバイスじゃないですけど、どうす
かて投げかけるような声をかけてください。

子どもの貧困対策大綱ですかね、これは2014年8月に閣議決定化しておりますけど、これも5年に1回見直しがあります。今こういろんな論議がされておりますけど、この中でやはり保護世帯がですね、まだまだ多いと、支援を必要とする子どもが少なからずもいると、さらなる対策をと述べられております。また町もですね、これからそれぞれの果たす役割を明確にすべきと指摘するともあっております。ですから、こういうの私は取り組んでいいんじゃないかなと思っております。

すみません、まとめに入ります。通学路の安全対策については、先ほど言いましたある地域での歩道が10できたら、やはりあまり進んでいない地区にせめて2、3割の割合で工事を進めるようにすべきです。どこにいても私は子どもは平等でなくちゃならないと思っております。交通事故はですね、どこで起きてもおかしくない時代です。自分が注意していても、いつ巻き込まれるかわかりません。また子どもたちがいつ加害者になるかもわかりません。被害者を守る蓄えも対策も指導してください。子ども達が安心して登下校するためにも、危険箇所を早めの対策と対応を県、関係機関と連絡を密にして取り組んでください。

重すぎる通学ランドセルに関してですけど、来年度から小学生の児童数が増えるという推計が出ております。平成31年度419人、平成32年度422人です。これは住んでよかったプロジェクトの成果ですよ。ランドセルを背負ったとき肩、腰、首など痛みを感じる子どもがいると言われております。町の将来を担っていきます子ども達のためにも、また健康被害がないように負担軽減などの改善を今一度進めてください。

最後の生活保護についてですが、生活保護は生活に困っている人に最低限の生活を保障して、ここが大事なんですよね、後に自分の力で生活できるようにする制度です。何度でも言いますが、皆さんも御存じですけど、1回もろたらずっともらうとやなかつたですよ。本当にですね、自立するための支援ですから、そこを誰でも助言するならばすんなり相談に来られると思うんですよ。本当に厳しい人はですね。親の貧困は子に、子から孫へと連鎖すると言います。早めに制度を進め1日でも早く自立できるようにする必要があります。貧困の連鎖を断ち切り、未来の子どもたちを輝けるものにしなければなりません。生活保護は恥ではありません。年金をもらっているから、持ち家があるから保護は受けられないなどの誤解が生じないように制度の周知徹底をすべきです。先ほど我が町でも年金、所得がゼロの世帯などの厳しい世帯が私も驚きました。我が町からですね、おにぎりを食べたかったと最後の叫びにならないように広報でも知らせるべきです。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（酒見 喬君） 以上で、11番議員の一般質問は終了しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

明日、11日は午前10時に本会議場に御参集ください。

本日はこれにて散会します。

起立。礼。御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午後4時16分